

民主党 漏れた年金情報調査対策本部・厚生労働部門合同会議 次第

1. 挨拶
2. 入居者がいない日本年金機構の職員宿舎について
3. 民主党議員立法「日本年金機構法の一部を改正する法律案（仮称）」（日本年金機構が保有する不要財産の国庫への返納に関するもの。通称「空き宿舎国庫返納法案」）について、議員立法登録
4. 日本年金機構が厚生年金の加入逃れの疑いがある企業に立ち入り検査していなかった問題について

《出席者》

厚生労働省	依田 泰	年金局事業企画課長
	高橋 和久	年金局事業管理課長
	大槻 芳弘	年金局事業企画課会計室長
日本年金機構	深田 修	事業管理部門担当理事
	木谷 豊	人事・会計部門担当理事
	安部 隆	人事管理部長
	楠元 金一郎	厚生年金保険部長
	鍛冶場 慎二	財務部管理室長
会計検査院	山際 秀一	厚生労働検査第4課長
	滝口 修央	厚生労働検査第4課専門調査官
	小池 昌明	総務課総務企画官
	浅井 昇	厚生労働検査第4課総括副長

5. その他

(裏面に続く)

10月23日の漏れた年金情報調査対策本部・厚生労働部門合同会議

(入居者がいない日本年金機構の職員宿舎について)

10月28日(水)16:30メドの漏れた年金情報調査対策本部・厚生労働部門合同会議において、下記の質問等についての回答を文書で配布し、ご説明頂きますようお願い致します。

特に質問2、3、4については、10月20日以降、2度も書面で質問通告をしているのに、それを無視し、書面回答しないという不誠実な態度に強く抗議をする。以下の4つの質問、要望すべてに必ず書面で回答かつ要望の資料を提出頂きたい。

- 1) 全国の宿舎の家賃、入居率の一覧に、宿舎の名称、入居人数、間取り、築年数を記載したものを提出して頂きたい。
- 2) 入居者がいない日本年金機構の職員宿舎の問題について、これまで日本年金機構法を改正しなかった理由は何か。
- 3) 旧社会保険庁の時も含め、宿舎等に用いるための不動産取得にあたり、年金保険料を用いて不動産を購入していないか。宿舎等はもともと国有財産だったのか。
- 4) 現行の日本年金機構法では、機構が自主的に、国に不動産など不要財産を返納することはできないのか。法改正しなければ国庫返納はできないのか。

以上

塩崎大臣閣議後記者会見概要

(H27.10.16(金)11:28 ~ 11:46 省内会見室)

【広報室】

会見の詳細

《閣議等について》

(大臣)

おはようございます。私の方から2点ございます。まず、10月13日に当省の職員が収賄容疑で逮捕されました。極めて遺憾であり、国民の皆様方にお詫びを申し上げたいというふうに思います。厚生労働省としては、今後の捜査に全面的に協力をするとともに、今回の事案を受けて、21日の水曜日に私が本部長でございます「厚生労働省監察本部」を開催することとしておりまして、監察本部において、徹底した事実の検証と再発防止策の検討を進めてまいっている覚悟でございます。

2点目は、少子高齢化の流れに歯止めをかけて、誰もが活躍できる「一億総活躍」社会を創り上げるため、厚生労働省において、私を本部長といたします「一億総活躍社会実現本部」を立ち上げてまいりたいと思います。前回の会見で、その趣旨を申し上げましたけれども、本日18時より第1回目の会合を開催したいというふうに思います。国民一人一人、子どもや高齢者も含めた誰もが、家庭で、あるいは職場で、地域で、活躍する場があって、将来の夢や希望に向けて取り組む社会を実現するために、厚生労働省を挙げて政策を総動員して、担当大臣でございます加藤大臣と協力、連携して取り組んでまいりたいというふうに思います。既に、加藤大臣とも話し合いを一昨日当省において行ったところでございまして、しっかりとスクラムを組んでいこうということで合意をしているところでございます。以上、私からございました。

《質疑》

(記者)

2点おうかがいしたいと思います。収賄容疑で逮捕された事件についてなのですが、21日に監察本部を開催するということですが、これまでの報道などで、出勤が週の半分程度しかなかったりとか、8年間同じ部署に勤務していたなど、癒着の構造を生みやすいような部分もあったと思うのですが、現在考えている再発防止策についておうかがいしたいのと、午前中の民主党の会合で、贈賄企業の側とまだ契約中の案件があるということで、それについて解除の指示をしたということですが、理由と具体的な指示の内容をお教えください。

(大臣)

まず、後者でありますけれども、契約についてどうするのかということについては、この事案の業者への委託事業の解除に向けて事業者と協議を進めていくように、私の方から指示をすでに出しているところでございます。それから、勤務実態などについて、いろいろと報道されているところでございますが、正確な勤務実態については現在調査しております。内勤だけではなくて、外勤もあったということでございますので、どういふことなのかは調査の結果を受けて御報告したいと思いますけれども、被疑者の勤務実態の管理に問題があったかどうかも含めて監察本部でしっかりと見ていかなければならないというふうに思います。いずれにしても、監督をしっかりとしながら、業務を適正にしていくということが大事でございますので、そういった観点から監察本部でしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

(記者)

もう1点おうかがいします。話題は変わりますが、明日から靖国神社の秋季例大祭が始まります。例年、参拝されていないかもしれませんが、今回の対応についてお教えください。

(大臣)

これは議員会館の事務所の方で扱っているので、私は、まだ最終的な結論で話し合っているわけではありませぬので、今後検討ということでございます。

(記者)

冒頭の発言にあった総活躍の実現本部の方なんですけれども、この中の「三本の矢」の子育て支援に関連して、以前、諮問会議の場で子育て支援の財源に保険料増収分を充てることを含めて検討というお話をされていたと思いますが、この考えに現時点で変わりがないかという点と、変わりがなければ今後どのように進めていくことを考えていらっしゃるかとお願いします。

(大臣)

子育ての支援策については、今回、消費税の引上げが2パーセント分先送りになったといえども、消費税の財源を元に、予定どおり、子育て支援策、特に子ども・子育て支援新制度について、この4月から予定どおりの施行をいたしました。すなわち、今回の第二の矢であります「夢を紡ぐ子育て支援」、このことについては、すでに国民の皆様方に消費税を通じてご負担をお願いをしてきているわけでありまして、さらに中身を充実していかなければならないというふうに考えてまいりました。この子育ての支援策というのは、家族の支援という意味で大変大事であると同時に、この社会保障を支える成長、経済活動の下支えというか、そのためにも必要な働く力を確保するという意味においても、大変重要なことであるわけでありまして、さらに子育て支援策を充実していくためには、企業の皆様方にも御協力をお願いをしたいと考えております。今お話があったように、すでに諮問会議の場で、社会保険制度におけるアベノミクスの成果、これを活用するという点について触れてまいりましたけれども、このアベノミクスの成果による保険料の増収の一部を子育て支援に充てることを含

めて、幅広く関係者の皆様方と御議論をさせていただければというふうに思っています。本日、諮問会議が、私も参りますが、私のところの議題ではないかも分かりませんが、子育て支援を含む「新三本の矢」について議論が行われる予定でございますけれども、私自身も関係者の皆様方と新たな三本の矢の中で重要な柱であります子育て支援について、しっかり議論を深めて結論を出していきたいというふうに思います。

(記者)

職員逮捕事案に関連しまして、マイナンバーに関連するという報道がありましたけれども、マイナンバー制度についてまた国民の不安が広がっていることも事実だと思いますが、大臣のお考えをお聞かせください。

(大臣)

今回の事案については捜査中で、本当の真実というのはよくまだ分かりませんので、あまり詳しいことは申し上げられませんけれども、元々、マイナンバー法でも医療機関等の医療情報に関しては、マイナンバーは使わないということになっておりますし、今回の問題となっている贈収賄の事案は、平成23年度の企業に関わるものでございまして、この事業自体はマイナンバー法の内容とか、あるいはマイナンバー法の施行のために進めているシステム整備に関連するものではないというふうに思っております。いずれにしても医療番号はこのマイナンバーにはひもづけしないということで今回もスタートしておりますので、少なくとも23年度の事業については必ずしも関連があるわけではないというところでございます。

(記者)

2点ございまして、逮捕された職員についてなのですが、1点目は、複数のNPO団体等で兼業をしていたというようなことがあるのですけれども、厚労省に報告が無かったと聞いておりますが、それについてどのように感じられますか。もう1点は、冒頭に国民への謝罪がありました。13日の逮捕から謝罪が今日になったことについておうかがいしたいと思います。

(大臣)

NPO法人の顧問の件でございますけれども、御指摘のように、元々厚労省のルールでは報酬を得ないで兼業を行う場合は、所属部長への届出を行うということになっております。この案件で、被疑者は無報酬で三つの大学の非常勤講師を兼業しておりまして、これらに係る届出はされていなかったわけでありまして、NPO法人については、顧問という兼業の届出は確認できていないというところでございます。この事案が発生してから、遅れた理由は何かということですが、記者会見そのものが今日になるということでもございましたので、事務方が皆様方に御報告申し上げたということでもございます。

(記者)

障害年金についておうかがいできればと思います。障害年金で、複数の障害が重なった人の判定で差引き認定という仕組みがあり、障害がどんなに重くても軽しか判定されないという矛盾がありまして、ある障害者の方が大阪地裁に提訴するに至ったということで、そちらの方も報道されているのですが、(日本)年金機構の職員のアンケートでも見直しを求める声が上がっています。見直しについて大臣のお考えがあればおうかがいできればと思います。

(大臣)

ちょっと具体的に、今回の御指摘の事案については承知しておりませんので、改めて調べてお答えしたいと思います。

(記者)

年金機構に関連して、約400人の年金支給に支払ミスがあったという一部報道がありましたけれども、この事実関係と、事実であるとするならば、いろいろ問題があった上で改善を進めていく中で広報体制自体どのように感じられるかというのをお願いします。

(大臣)

今回(日本年金)機構で情報流出事案の2次被害が起きないように、基礎年金番号を変更させていただきました。それを進めてきている中で、退職される、あるいは就職をさせる、報酬額の変更に伴う給付額の増減というのが今回システム上、10月15日の支払日に反映されるというふうになっていなかった、ですからシステム上の不十分さがあったということだと私も理解しております。したがって、これに対しては機構が対象者全員に説明を直接行った上で、払うべきものが払われていないケースと、そうでない逆のケースというのがありますが、いずれにしても10月15日に支払うべきものだったものについては、これは10月中に支払っていくということで対応していこうというふうの方針を立てているわけでもございます。いずれにしても、厚労省としてこの対応が機構によって適切になされるように監督をしっかりと行かなければならないというふうに思っております。現在、中身についてより正確なところを精査しておりますので、その精査内容がわかるべき形で分かった上で公表していきたいと思っております。

(記者)

引き続き日本年金機構の件で、会計検査院の方から日本年金機構の宿舎が遊休化していると。3年間一度も使っていない宿舎があると。使わないんだったら国に返すべきだという御指摘のようなんですけれども、厚労省としてどのように御対応されるか、あとこの件について厚労省はいつ知っていたのか、どういう対応を今後されるのか、2点お願いします。

(大臣)

今回、年金機構の保有する財産について会計検査院から指摘がございました。年金事業の運営のために資産、特に国から現物出資した資産について有効活用されるというのは当然のことでありまして、今回この老朽化している、これは読売で報道していただいたケースの写真に写っているのは昭和44年に建てたもので、築46年ということで古くなって、入人がいないという状況でありまして、老朽化したものを放置していたという実態が明らかになったわけでありまして、これは厚労省としては正式には会計検査院からこの春から指摘を受けて、議論を重ねてまいっているところでございまして、現在機構において機構保有の宿舎について見直しを行っておりまして、存続するもの、あるいは活用する宿舎、廃止、処分を行う宿舎の選定などをこの保有財産の見直し作業を今やっております。会計検査院からはまた別途正式に指摘が行われると聞いておりますが、厚労省でも機構の保有財産の国庫納付にかかる法的な対応、これは独法については法律改正が行われて、最初は返納するという仕組みがなかったのですが、平成22年に法改正を独法についてはやっています。その時に特殊法人である、この年金機構について同じような法律改正をしていなかったということが問題であると私は思っておりますので、法的な対応について関係省庁とも相談して、検討しなければいけないと思っておりますし、いずれにしても、この年金機構の保有する財産見直しを徹底的に行って、財産処分も含めて適切な活用をしっかりと検討していきたいと思っておりますし、年金局においてしっかり監督するように指示したところでございます。

(了)

年金事務費への保険料充当について

年金事務費は国庫負担であったが、国の厳しい財政事情に鑑み、平成10年度以降、その一部に保険料財源が充てられてきた。

ただし、平成17年度以降、内部管理事務経費（庁舎・宿舍、公用車、研修等の経費）は国庫負担としている。

* 平成15年度までは財政構造改革の推進に関する特別措置法、平成16年度から19年度は各年度の特例公債法に基づく特例措置。平成20年度以降恒久化された。

衆議院議員山井和則事務所 作成

日本年金機構が保有する不要財産の国庫への返納に
関する日本年金機構法の改正について（イメージ）

- 日本年金機構が保有する不動産については、そのうち、3年以上も入居者がいない職員宿舎が7棟あるなど、約15億円相当の不動産が有効に活用されておらず、放置されているという問題が、このたび、会計検査院から指摘され、実際には、有効に活用されていない入居率の低い宿舎等はこの数倍にも及ぶ可能性もある。
- この原因は、日本年金機構法の不備、すなわち、日本年金機構法において、日本年金機構が保有する不要財産を処分しなければならない旨の規定や、不要財産又は不要財産の譲渡収入の国庫への返納に関する規定が整備されていないため、日本年金機構が、不要財産又は不要財産の譲渡収入を国庫に対し返納することができない点にある。
 - ※ なお、独立行政法人通則法には、独立行政法人が保有する不要財産を処分しなければならない旨の規定や、不要財産又は不要財産の譲渡収入の国庫に対する返納の規定が設けられている。
- そこで、このような会計検査院から指摘されている日本年金機構法の不備を解消するため、上記の独立行政法人通則法の規定と同様に、①日本年金機構が保有する不要財産を処分しなければならない旨の規定や、②日本年金機構が保有する不要財産又は不要財産の譲渡収入の国庫への返納の規定、を設けることを内容とする日本年金機構法の改正案を国会に提出し、速やかに成立させるべきである。

年金機構

説

加入逃れ企業検査せず

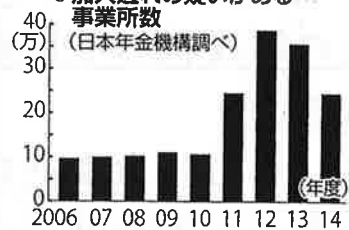
予告3か月後も6割放置

日本年金機構が、厚生年金保険への加入逃れの疑いがある中小の事業所に立ち入り検査すると予告しながら、うち6割は3か月以内に実施していなかったことが、会計検査院の調べでわかった。加入逃れを許せば

従業員が老後に厚生年金を受け取れないことになり、検査院は26日、厚生労働省と機構に対し、速やかに立ち入り検査を実施するよう求めた。

厚生年金の加入逃れの疑いがあるのは、2014年度末に24万5335事業所を数え、5年前の2倍に増えた。機構はこれらの事業所に電話や戸別訪問などで加入を促し、応じなければ厚生年金保険法に基づき立ち入り検査を行うことができ、検査拒否には罰則6

◆加入逃れの疑いがある事業所数 (日本年金機構調べ)



か月以下の懲役または50万円以下の罰金)もある。検査院は、全国1877年金事務所を抽出し調査。14年度までの2年間に201

2事業所に立ち入り検査を予告し、それでも厚生年金に加入しなかった1177事業所のうち676事業所(60%)については、予告から3か月を超えても検査に入っていないかった。最長で約2年も検査を行わなかったケースもあったという。また加入を3回以上指導したのに応じない事業所に対し、1年以上立ち入り検査の予告すらしなかったケースも4209件あった。

機構は説売新聞の取材に対し、検査が遅れている理由について「人手不足に加え、立ち入り検査の予告後も事業所からの加入届を待っていた側面もある」と説明。しかし検査院は「従業員が将来もらうべき年金をもらえなくなることに加え、きちんと保険料を払っている事業所との不公平も生じる」として、機構などに対し事務処理の手順を明確にして各年金事務所を周知するよう求めた。

入居率が50%以下の宿舎について

項番	所在地	総戸数	入居戸数	入居率	家賃	独身寮	入居ゼロ	土地価額 (千円)	建物価額 (千円)	
3	北海道札幌市	12	5	41.7%	13,267			66,800	30,810	
7	北海道函館市	6	2	33.3%	13,543			25,100	16,325	
10	北海道小樽市	4	2	50.0%	12,161			22,200	9,480	
11	北海道小樽市	9	0	0.0%	13,543		H22.1	15,100	26,763	
12	北海道旭川市	4	0	0.0%	11,792		H22.1	16,900	7,900*	
13	北海道旭川市	2	0	0.0%	11,792		H22.1	16,900	3,950*	
14	北海道旭川市	12	4	33.3%	13,749			35,300	28,818	
16	北海道室蘭市	6	3	50.0%	12,161			10,700	16,010	
19	北海道釧路市	6	2	33.3%	152,711			23,400	20,800	
24	北海道岩見沢市	6	2	33.3%	13,543			11,700	15,210	
27	北海道苫小牧市	8	2	25.0%	13,749			22,600	21,614	
28	北海道苫小牧市	6	3	50.0%	15,271			19,000	27,629	
31	北海道砂川市	6	1	16.7%	12,161			10,000	16,010	
35	青森県八戸市	12	0	0.0%	13,132		H24.7	63,700	39,432	
48	秋田県由利本荘市	6	2	33.3%	14,852			21,000	22,322	
66	埼玉県さいたま市	17	0	0.0%	3,225	○	H24.12	42,333	13,275*	
70	千葉県千葉市	42	0	0.0%	1,601	○	H22.11	220,000	0	
71	千葉県千葉市	24	10	41.7%	8,554			293,333	0	
73	千葉県千葉市	24	10	41.7%	8,272			293,333	4,685	
74	東京都立川市	27	0	0.0%	1,234	○	H25.10	108,000	0	
77	東京都武蔵野市	22	6	27.3%	2,244	○		201,000	14,409	
82	東京都東久留米市	105	0	0.0%	1,128	○	H23.1	204,000	33,201*	
87	神奈川県平塚市	6	3	50.0%	13,589			70,200	0	
88	新潟県長岡市	16	5	31.3%	20,686			118,000	39,219	
92	石川県金沢市	6	3	50.0%	13,511			21,540	21,798	
94	福井県福井市	6	1	16.7%	13,039			20,800	21,496	
95	福井県敦賀市	8	4	50.0%	5,186~16,287			31,700	29,002	
98	長野県長野市	9	4	44.4%	8,783~16,799			28,000	30,519*	
105	長野県上伊那郡	15	3	20.0%	5,592~9,553			29,400	51,256	
106	岐阜県岐阜市	2	0	0.0%	12,544		H26.3	17,100	6,614	
110	岐阜県可児市	9	4	44.4%	8,756~16,256			26,000	48,356	
112	静岡県静岡市	6	3	50.0%	12,288			41,000	11,850	
119	三重県津市	9	3	33.3%	11,956~12,348			19,800	28,110	
124	京都府京都市	16	8	50.0%	1,989~14,840			75,200	32,039	
126	京都府城陽市	18	1	5.6%	4,446~6,076			75,600	5,617	
132	兵庫県串戸市	18	0	0.0%	6,408	○	H24.9	71,100	46,915	
136	和歌山県和歌山市	16	1	6.3%	13,568			49,700	59,586	
144	島根県出雲市	4	1	25.0%	12,748			21,500	11,207	
152	広島県広島市	4	2	50.0%	13,568			33,700	10,543	
153	広島県呉市	4	1	25.0%	10,400			21,900	7,900	
157	山口県萩市	9	4	44.4%	5,592~18,880			14,500	54,188	
160	山口県下関市	18	7	38.9%	7,177~16,273			70,900	90,709	
167	愛媛県東屋市	10	2	20.0%	10,040~10,216			54,000	21,472	
168	高知県高知市	9	3	33.3%	11,116			37,000	18,291	
169	高知県高知市	12	5	41.7%	13,164~13,360			46,900	33,251	
170	高知県四万十市	6	3	50.0%	11,290			16,000	11,850	
172	福岡県小郡市	6	2	33.3%	10,001			14,600	648*	
175	福岡県福津市	6	1	16.7%	12,544			9,580	17,031	
176	佐賀県佐賀市	6	2	33.3%	4,061~7,789			14,300	2,209	
177	長崎県長崎市	6	3	50.0%	12,892			14,800	8,690	
185	大分県日田市	6	3	50.0%	14,144			19,200	21,496	
193	鹿児島県鹿児島市	9	2	22.2%	14,144			41,900	36,839	
196	鹿児島県鹿屋市	2	0	0.0%	6,572		H27.3	2,333	722*	
199	鹿児島県奄美市	4	2	50.0%	9,016			26,700	5,383	
203	沖縄県浦添市	4	2	50.0%	9,821			44,700	4,488	
204	沖縄県名護市	10	4	40.0%	12,582~18,880			51,100	82,156	
206	沖縄県中頭郡	4	0	0.0%	11,264		H24.3	19,800	7,110	
207	沖縄県中頭郡	4	0	0.0%	11,264		H22.2	19,800	7,110	
58箇所								合計	3,032,753	1,254,313
※建物価額については精査中								土地建物合計	4,287,066	

日本年金機構宿舍等視察メモ

宿舎等名	所在地	立地	入居数／総戸数 (入居率 (%))	家賃 (月額)	帳簿価額	会計検査院の 指摘
幕張独身寮 (独身)	千葉県千葉市	JR幕張駅徒歩7分 京成幕張駅徒歩8分	0 / 42 (0.0%)	1,601円	3.9億円 (土地のみ)	あり
東久留米独身寮 (独身)	東京都東久留米市	西武清瀬駅まで 徒歩とバスで20分	0 / 105 (0.0%)	1,128円	3.1億円 (土地建物)	あり
旧都事務センター	京都府京都市	京都御所北 京都市営地下鉄 鞍馬口駅から徒歩8分		—	4.1億円 (土地のみ)	あり
城陽宿舍 (家族)	京都府城陽市	近鉄久津川駅徒歩5分	1 / 18 (5.6%)	4,446～6,076円	0.8億円 (土地建物)	なし
昭島寮 (独身)	東京都昭島市	JR東中神駅徒歩4分	36 / 63 (57.1%)	1,984円	3.8億円 (土地建物)	なし
立川独身寮 (独身)	東京都立川市	JR西国立駅徒歩4分	0 / 27 (0.0%)	1,234円	1.1億円* (土地のみ)	なし
武蔵野寮 (独身)	東京都武蔵野市	JR三鷹駅徒歩10分	6 / 22 (27.3%)	2,244円	2.1億円 (土地建物)	なし

上記合計 18.9億円

*立川独身寮は世帯寮と同一敷地のため、合算の土地価額に1/3を乗じた。

衆議院議員山井和則事務所 作成

コボちゃん

植田ましろ 11909



年金機構

加入逃れ企業検査せず

予告3か月後も6割放置

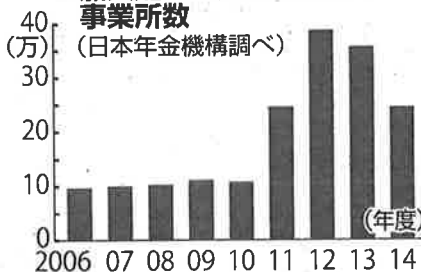
日本年金機構が、厚生年金保険への加入逃れの疑いがある中小の事業所に立ち入り検査すると予告しながら、うち6割は3か月以内に実施していなかったことが、会計検査院の調べでわかった。加入逃れを許せば

従業員が老後に厚生年金を受け取れないことになり、検査院は26日、厚生労働省と機構に対し、速やかに立ち入り検査を実施するよう求めた。

厚生年金の加入逃れの疑いがあるのは、2014年度末に24万5335事業所を数え、5年前の2倍に増えた。機構はこれらの事業所に電話や戸別訪問などで加入を促し、応じなければ厚生年金保険法に基づき立ち入り検査を行うことがで

きる。検査拒否には罰則(6か月以下の懲役または50万円以下の罰金)もある。検査院は、全国1877年金事務所を抽出し調査。14年度までの2年間に201

●加入逃れの疑いがある事業所数(日本年金機構調べ)



就任記者会見でガッツ高橋由伸新監督(26歳、千代田区)＝佐々木

若き監督姿 楽し

歌手・女優の西田ひか(43)の話「選手生活では時期もあったかと思いま今シーズンも『さすが高アンを魅了する打撃を見るそのワクワクがなくなるすが、今後は若き監督とを楽しみにしています。を存分に発揮して由伸さってくれることを期待し

覚悟を持って応援

タレントのビビる大(41)の話「(会見で)『覚悟で邁進したい』とおっしゃったので、ボクも覚悟を巨人軍の監督となると責めたいと思います。高橋由伸(した)井端弘和選手と2ーパン戦でぜひ! 東京

手足縛

小4か

26日午後

日野市三沢

の男児

死亡してい

る野署員が発

見つけた

男児は全

ひもで縛

り方

は緩く、他

遺棄容疑 きょう再

男2人 遺体運搬の車

前橋市の住宅敷地内で2013年12月頃から行方不明になっていた会社役員小沢道明さん(当時62歳)の遺体が見つかった事件で、遺体運搬に使われたとみられる乗用車が事件後、同市内の解体業者に持ち込まれ、疑

ひきだしたい、無限の太陽力。

XSOL

太陽光発電のEPC エクソル

年金番号 提示要求ダメ

企業側、本人確認時に

本人確認書類として国民年金手帳を使う際、国民年金法で禁じられている基礎年金番号の提示を求めているケースがあることが分かった。読売新聞の指摘を受け、複数の企業が年金手帳の利用を中止した。たまた、犯罪収益移転防止法では年金手帳を本人確認書類としており、混乱が生じる要因にもなっている。

懲役・罰金の恐れも

基礎年金番号は、年金の加入記録を管理する10桁の番号で、国民年金法では自治体の業務などを除き、同一人も第三者に基礎年金番号を告知することを求めている。違反を続けると、1年以下の懲役か、50万円以下の罰金になる。しかし国民年金手帳では、年金番号と同じページに氏名や生年月日なども記載されているため、多くの企業では顧客との契約などの際、本人確認のために年金番号の書かれたページの写しを提出するようインターネット

今回の問題は、本人確認に必要な氏名や生年月日などの情報と、提示を求めることが禁じられている年金番号が、年金手帳の同じページに記載されていることが原因だった。

今月始まった共通番号(マイナンバー)制度で、2016年1月から配布される個人番号カードでは、顔写真や氏名など本人確認に必要な情報が表面に、マイナンバーが裏面に記載される。マイナンバー法は、税や社会保障以外の目的でのマイナンバーの収集を禁じているが、レンタルビデオ店やスポーツクラブなどでは、店員らが運転免許証などと同様に個人番号カードの両面をコピーするなどし、意図せずにマイナンバーを収集してしまう可能性もある。

カード裏 マイナンバーも注意

専門家指摘



個人番号カードの表には顔写真や氏名などの情報、裏にはマイナンバーが記載される

マイナンバーに詳しい岡村久道弁護士は「個人番号カードでも、年金手帳と同様の問題が起きている。番号収集の意図はなかったという論理で法律が勝手に解釈されないよう、身分証として使える部分と隠すべき部分を明確に分けるべきだ」と指摘している。



本人確認に利用される氏名や生年月日などの情報

インターネットなどで求めている。番号部分の黒塗りなどの対策も指示していなかった。

同法を所管する厚生労働省は「年金に関する業務以外の年金番号の収集を禁じており、法律違反の恐れがある」と指摘する。

東京ガスなどのガス会社4社と通信大手エキサイトは読売新聞の取材を受け、公式サイト上の本人確認書類の一覧から年金手帳を削除した。各社は「国民年金法の内容を十分認識していなかった」「年金番号の収集を意図するものではない」と説明している。

一方、三菱UFJ信託(資金洗浄)を防ぐ犯罪

収益移転防止法では、本人確認書類の一つに年金手帳を明示している。三菱UFJ信託銀行、新生銀行、新J信託銀行、イオン銀行、ソニー銀行、群馬銀行の6行と、信販会社のオリエントコーポレーションは、口座開設時などの本人確認の際、年金番号の記載ページの写しを提出するよう公式サイトで求めているが、いずれも「問題ない」と説明した。同法を所管する警察庁も「本人確認が目的であれば問題ない」との見方を示している。

ただ、三菱UFJ信託、新生、群馬の3銀行は「年金番号を収集している」との誤解を受けたいため「など」として、サイト内の説明文



▲報告会で、地元ファンらと一緒に記念写真に納まるリーチマイケル主将(前列右から2人目)と選手たち(24日午後、東京都府中市で)＝松本剛撮影

焼そば LABO
maruchan yakisoba laboratory 07
えっ? たった30秒で手軽にほぐれる裏技!?

WEBチェックはネットライ!
マルちゃん焼そば 東洋水産

巡查 焼身自殺か

兵庫
24日午前6時頃、兵庫県高砂市阿弥陀町生石の山中にある展望台で、県警兵庫署の男性巡查(26)が死亡しているのを通行人の女性が見つけ、110番した。男性巡查は全身にやけどを負っており、県警高砂署は焼身自殺とみて調べている。

県警監察官室によると

巡查は9月25日未明に兵庫署の独身寮にある女性専用スペースに無断で立ち入った疑いがあるとして事情聴取を受けていた。巡查は否認していたという。
巡查は今日20日から体調不良を理由に休んでいた。同寮は「事情聴取のあり方に問題はなかった」としている。

卓郎

ヒジキスマン
必読

週末オスマン本ミニコラム



に権威づけるためだ。そのため経済学者は、自らの科学である分析ツールを経済以外の森羅万象に適応しようとする。しかし、それは経済学でも何でもない。経済学

5%はただの
ぞない

著 酒井 泰介 訳



方程式だとか数学の類は一切登場しない。世界で本当に何が起きているのかを淡々と描き続けているのだ。
で経済の常識を読んでいるだけという感想を持ったのだが、冷静に考えてみると、私のように経済を著者は書いてくれているが、私は本書のなりわいしている者にとっては、見どころは8章の金融、9章の格常識でも、普通の市民にとっては、差、10章の仕事だと思つた。
まった常識になっていない。す
経済学者が市民の理解を妨げてき

幽霊宿舎、問題だけじゃない



破格の独身寮(東久留米市)

都内で1カ月の家賃が「1128円」といったら、だれも信じないだろう。ところが、こんな破格の激安物件が本当にあらった。入居者ゼロの「幽霊宿舎」問題が明るみになつた日本年金機構だ。機構が全国に保有する宿舎207棟のうち、入居者ゼロは2014年度末で13棟あるが、このうち、東京・東久留米市の「128円」だったのだ。さらに職員が住んでいる東京・昭島市の独身寮も家賃は「1984円」、東京・武蔵野市の独身寮も家賃は「2244円」だ。そろって映画代みたいなものだ。
世帯向け宿舎(60平方

年金機構 宿舎家賃

家族向け 独身寮

1万円の台の

ア然

だった。民主党の山井和則衆院議員はこう言う。「常識では考えられない家賃です。年金機構の金銭感覚のなさは、ただただ呆れるばかり。民間企業では考えられませ

宮城死体遺棄

カギの

死亡し

いたら

宮城・七ヶ浜町の民家(写真)で、この家に住む無職、佐藤かのさん(87)と長男で会社員の長一さん(57)の遺体が見つかった事件。長一さんの後頭部には複数の傷が残っており、県警は殺人、死体遺棄事件として捜査を始めたが、カギを握っていると思われるのは「一家を出る」と置き手紙を残し、行方分からなくなっている次女(55)だ。

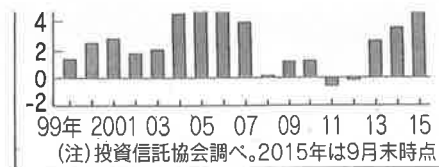
「アポロ15号」船長の腕時計が2億円!



1971年に4度目の月面着陸に成功した米宇宙船「アポロ15号」のス

近隣住民によると、かのさんは2、3年前から寝たきりになり、要介護度4と認定された。夜間、認知症で騒ぐこともあったといい、同居していた長一さんと次女の2人で面倒を見ていた。「介護疲れ」が事件の背

専門の運用会社
の運用による利益を
上でできる利点もある。
売れ筋は米国やフラン
スなど主要先進国の国債
を様々な年限ごとに投資
していく「ラダーファン
ド」と呼ぶ投信だ。期待
できる利回りはおおむね
年1〜2%程度。野村証
券の9月末時点の販売残
高は約1兆2000億円
と1年前から倍増した。
ある東日本の有力地銀
は「最近も米国債のラダ
ーファンドを買った。毎
回10億〜50億円を小刻み
に買っている」と話す。



「取引先企業が東
和約材産権平面的に融資
森林整備補足佳へ2社と提携
リフォームローン金利割引

運用残高多いのは… 三井住友トラスト首位

私募投信の残高が多い運用会社

順	会社名(略称)	9月末残高
1	三井住友トラスト	4兆164億円
2	ブラックロック	3兆7639億円
3	DIAM	3兆5182億円
4	ピムコ	3兆3540億円
5	三井住友	3兆1604億円
6	野村	2兆9143億円
7	ニッセイ	2兆7900億円
8	農中全共連	2兆5972億円
9	三菱UFJ国際	2兆1286億円
10	アライアンス・パ ーンスタイン	1兆8892億円

投資信託協会は9月か
ら私募投資信託の残高を
運用会社ごとにも公表し
ている。9月末の残高を
みると三井住友トラスト
・アセットマネジメント
が唯一4兆円を超えて首
位だった。また上位10社
では保険会社系の運用会
社が複数顔を出した。
三井住友トラスト・ア
セットは、三井住友信託

銀行が地方銀行向けに販
売した先進国の債券投信
などが一定の割合を占め
たという。個人や企業年
金が三井住友信託銀に運
用を一任した後の再投資
先としても同社の私募投
信が使われている。
銀行などが自己運用の
一環として株価指数に連
動する私募投信を使う場
合もある。また保険会社
が手掛け、将来の運用実
績によって受取額が決ま
る「変額年金」の投資先
としても私募投信を採用
するケースもある。
3位のDIAMアセツ
トマネジメントはみずほ
フィナンシャルグループ
と第一生命保険が出資す
る。5位の三井住友アセ
ツトマネジメントは三井
住友銀行と住友生命保険
などが出資する。こうし
た銀行の自己資金や変額
年金による資金も私募投
信の残高に含まれる。

風速計

「資産運用業界に大きな変
化をもたらす」。年金積立金
管理運用独立
行政法人(G
PIF)が9
月に署名した国連の「責任投
資原則」が注目を集めている。
責任投資原則は企業統治
(ガバナンス)や環境問題な
どに配慮して投資するよう求
める。署名した運用会社では、
軍需企業やタバコ会社などに
は投資しない例もある。世界
では欧米を中心に1400組
だが、運用会社は投資原則
に署名するだけでは済まな
い。どのような取り組みをし
ているか国連に報告が必要
な本への投資を促す効果が出
た。安倍政権は機関投資家の行動
原則「スチュワードシップ・
コード」、上場企業を対象に
した「ガバナンス・コード」
が海外投資家の注目を集め日
本への投資を促す効果が出た
ことを重視する。署名原則は
市場が注目する「3本目の矢」
といわれている。(O)

GPIFが放つ「3本目の矢」

「責任投
資原則」が注目を集めている。
責任投資原則は企業統治
(ガバナンス)や環境問題な
どに配慮して投資するよう求
める。署名した運用会社では、
軍需企業やタバコ会社などに
は投資しない例もある。世界
では欧米を中心に1400組
だが、運用会社は投資原則
に署名するだけでは済まな
い。どのような取り組みをし
ているか国連に報告が必要
な本への投資を促す効果が出
た。安倍政権は機関投資家の行動
原則「スチュワードシップ・
コード」、上場企業を対象に
した「ガバナンス・コード」
が海外投資家の注目を集め日
本への投資を促す効果が出た
ことを重視する。署名原則は
市場が注目する「3本目の矢」
といわれている。(O)

の損失補償

銀行・商社向け保険

リスクによる損
失を日本で始めた。外国政
府や国有企業の債務不履行

行、国の介入によるプロ
ジェクトや送金の停止と
いった事態に備える。日
本では政治リスク保険の
取り扱いが少ない。エー
ス・グループの得意分野
を生かして、日本で存在
感を高める。
このほど、日本に保険
引き受けの専門家を置
き、商品設計を手掛ける
体制を整えた。
外国政府が絡むプロジ
ェクト融資や海外企業と

の取引が多い銀行や商社
に売り込む。エースは世
界150カ国程度を対象
に、最長15年間リスクを
引き受ける保険を提供す
る。契約ごとに補償の限
度額や保険料を決めるオ
プションの商品とな
る。
アジアでは反政府勢力
や少数民族との対立を抱
える国が多い。現地に進
出する日本企業の悩みの
種となっている。

まず全国で約2400
の病院が加入する全日本
病院協会での採用が決ま
った。売上高が1億円の
場合、年間の保険料は10
万〜20万円程度になると
いう。

349社が導入！社員納得度 94.1%

今いる社員で
強い組織に
成長できる！

株・投信
市場を揺るがす

マイナンバー身分証「不安」

公務員「情報見られてしまう」

鈴木正朝・新潟大教授（情報法）の話「公務員がカード普及に率先して協力すべきだという考え方は理解できるが、身分証に使うのは『なりすまし』などの危険性があり、問題だ。普及が目的なら、公務員は必ず申請するよう呼びかければ良いのではないかと強調する。

法律上、マイナンバーカードを取得するかどうかは「本人の自由」（総務省住民制度課）だ。しかし、各県庁はカードを身分証として使うよう内規の整備を進めており、現在の身分証を使い続けるのは難しいとみられる。来年4月の導入を予定する経済産業省の担当者も、「（嫌がる職員を）内規違反に問うのは気が引ける。お願いして協力して

もらうしかない」と話す。政府は今後、地方自治体や国立大学、民間企業にも、身分証としての利用を促していく方針だ。

「そんな大事なものを首からぶら下げて歩くなんて大丈夫だろうか」。東京・霞が関の文部科学省の男性職員は不安げに言う。顔写真やICチップが付いたマイナンバーカードは、申請した人に来年1月から交付される。カードの番号は裏面に記載

個人情報保護委が削除要請 今月から始まった共通番号（マイナンバー）制度で、千葉県内の男性が自身の番号をインターネット上で公開していたことが分かった。国の第三者機関「特定個人情報保護委員会」は27日、マイナンバー法違反の疑いがあるとして、男性とサイト運営会社に対して文書で削除を要請した。同法では必要な手続きを除き、他人に番号を知らせることを禁じており、同委による削除要請は初めて。

「私たちは実験台を担える厚労労働省。本省は来年6月以降、出先機関は来年度中の導入を目指す。先月、本省職員に『マイナンバーが通知されたら居住地でカードを申請するように』と要請した。人事課の担当者は『政府全体で決まったこと。随々と進めるだけ』と話す。

日本郵便は27日、共通番号（マイナンバー）制度の番号を知らせる「通知カード」が入った簡易書留が、千葉県浦安市で誤って配達されたと発表した。通知カードの誤配達が明らかになったのは初めて。

「ケースで隠しても、落としたり、机に置き忘れたりすれば、簡単に情報を見られてしまう。普通の人にはカードを大事にしまっておくのに」と懸念する。別のキャリア職員は、「私たちは結局、実験台だから」と、ため息をついた。公務員のみならず、警戒する声もある。マイナンバーカードを、省庁が使うのと同じデザインのケースに差し込めば、見分けがつかないからだ。

5時過ぎ、浦安郵便局の30歳の男性局長が同市内のマンションの住人に、隣人の簡易書留も渡してしまっ

マイナンバーカードを使った国家公務員の身分証のイメージ

マイナンバーカードの表面
ICチップ
顔写真

カードケース表面
ホログラムシールを貼る

カードケースを用意し表示不要な情報を隠す

自動ゲートから入退館できる厚労省の現在の身分証（20日、東京・霞が関の厚労省で。画像は一部修整しています）



2人は、95年7月に自宅車庫にガソリンをまいて放火し、警庁に支店を告発した。

2006年に最高裁で確定として再審開始を認め、12年の大阪地裁決定を支。

小の焼死 再審開始

2人は、95年7月に自宅車庫にガソリンをまいて放火し、警庁に支店を告発した。2006年に最高裁で確定として再審開始を認め、12年の大阪地裁決定を支。

針

や住所などを隠
顔写真だけが見
するといひ、同
情報漏れる心
とする。
「私たちは実験台」
000人の職員
生労働省。本省
以降、出先機関
の導入を目指
本省職員に「マ
が通知されたら
ードを申請する
要請した。人事
は「政府全体で
と。肅々と進め
話す。
性職員の一人は
隠しても、落と
に置き忘れたり

自動ゲートから入退館できる
厚労省の現在の身分証(20日、画
東京・霞が関の厚労省で、画
像は一部修整しています)



すれば、簡単に情報を見ら
れてしまう。普通の人はカ
ードを大事にしまっておく
のに」と懸念する。別のキ
ヤリア職員は、「私たちは
結局、実験台だから」と、
ため息をついた。
公務員のならすまじしを警
戒する声もある。マイナン
バーカードを、省庁が使う
のと同じデザインの場合は
に差し込めば、見分けがづ
きににくいからだ。
各庁は、入退館時にゲ
ートでICチップを読み取
ってチェックしたり、ケー
スに偽造防止の「ホログラ
ム」を貼り付けたりする対
策を講じる方針だ。だが、
ある職員は「年金事務所や
税務署をかたってお年寄り
を訪問する詐欺行為が起き
るかもしれない」と懸念す
る。

「事実上、強制」

国家公務員の組合幹部
は、「特に見過ごせないの
は、事実上、カードの取得

民制度課)だ。しかし、各
省庁はカードを身分証とし
て使うよう内規の整備を進
めており、現在の身分証を
使い続けるのは難しいとみ
られる。来々4月の導入を
予定する経済産業省の担当
者は、「(嫌がる職員を)
内規違反に問うのは気が引
ける。お願いして協力して

自分の番号ブログで公開

個人情報保護委が削除要請

今月から始まった共通番
号(マイナンバー)制度で、
千葉県内の男性が自身の番
号をインターネット上で公
開していたことが分かっ
た。国の第三者機関「特定
個人情報保護委員会」は27
日、マイナンバー法違反の
疑いがあると、男性と
サイト運営会社に対して文
書で削除を要請した。同法
では必要な手続きを除き、
他人に番号を知らせること
を禁じており、同委による
削除要請は初めて。

2人は、95年7月に自宅
車庫にガソリンをまいて放
火し、青木元被告の長女め
ぐみさんを焼死させたなど
として逮捕された。大阪地
裁が99年に殺人罪などで無
期懲役の判決を言い渡し、

2006年に最高裁で確定
した。
今月23日の大阪高裁決定
は、2人の弁護団による燃
焼実験の結果などを新証拠
と評価し、「自然発火の可
能性を否定できない」など

として再審開始を認めた12
年の大阪地裁決定を支持。
高検は異議を申し立てた
が、棄却された。2人は26
日、和歌山、大分両刑務所
からそれぞれ釈放された。

同委はマイナンバーに関
する不適切な利用などを監
視するため、2014年1

もらうしかない」と話す。
政府は今後、地方自治体
や国立大学、民間企業にも
身分証としての利用を促し
ていく方針だ。

月に設立。同法違反の疑い
があれば、立ち入り検査を
行ったり、勧告や命令を出
したりすることができる。
同委は27日、同委のホーム
ページで、ネット上に番号
を公開したり、公開されて
いる番号を収集したりしな
いよう注意喚起を始めた。

通知カード誤配達

千葉・浦安

日本郵便は27日、共通番
号(マイナンバー)制度の
番号を知らせる「通知カ
ード」が入った簡易書留が、
千葉県浦安市で誤って配達
されたと発表した。通知カ
ードの誤配達が見つかっ
たのは初めて。
発表によると、26日午後
5時過ぎ、浦安郵便局の30
歳代の男性局員が同市内の
マンションの住人に、隣人
の簡易書留も渡してしまっ
た。受取人から同市役所に
連絡があり、発覚した。簡
易書留は開封されたため、
日本郵便は同市役所に、誤
って届けられたマイナンバ
ーの変更を依頼した。

●対象商品
「金の賢いムチ 200g」
JANコード
4901108012659
賞味期限表示
2015年10月28日～11月2日
の商品
※賞味期限は商品天面に
表示しております。

●送付先
エバラ食品工業株式会社 栃木物流センター
〒360-1301 栃木県さくら市箱森新田5
※送付に際しましては、お客様の郵便番号を
お電話番号をご明記のうえ、液もれしないよう
に入れてお送りいたします。
なお、お知らせいただきましたお客様の個人情報
の以外には一切使用いたしません。

●お問い合わせ先
エバラ食品工業株式会社 専用窓口
フリーダイヤル 012013361571
受付時間
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
※但し10月31日(土)、11月1日(日)は受付いた
しません。

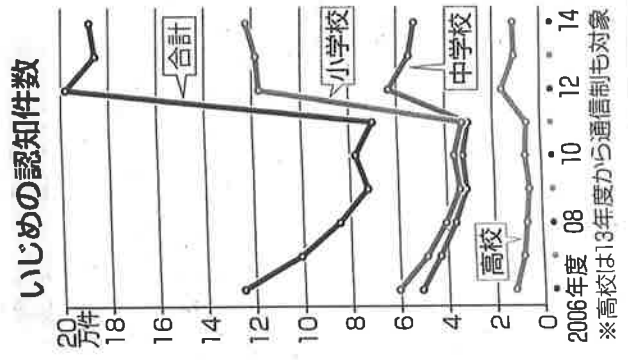
●お詫びと回収のお知らせ
平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り
申し上げます。
このたびは、弊社が販売する水虫治療薬「
シリーズ」に配合している抗真菌成分「
原薬製造業者者」に対して行われたGMP(製
品質管理の基準)適合性調査において、管理
指摘されました。
当該指摘は本製品の原薬製造について行
われておりませんが、万全を期して本製品を
させていただきます。
なお、原薬は品質試験を実施し、製品の届
していることを確認しており、健康への影響
断じておりません。

●回収対象製品製造番号
使用期限が平成28年8月から平成30年
以下の製造番号のもの
第一三共ヘルスケア
記

●回収対象製品製造番号
使用期限が平成28年8月から平成30年
以下の製造番号のもの

今回も当初は約九
た。再調査の結
件数は約三万件増
%増)で、
が二百、
んだ結果、数
十倍あり、ば

京都府(八五・四件)と
最も少なかった佐賀県(二
・八件)の差は約二十倍あ
った。
子どもの心身や財産に重
大な被害が生じたり、長期
にわたって欠席を余儀なく
される「重大事態」は巨五
十六件(同12・8%減)。



「価値 恐れるな」

年男子生徒「当時
自殺した事件で、
の隠微体質や学校
な対応が問題にな
るを受けて施行され
に基本方針の策定
は、保護者や地域
連携していじめ対
組むよう求めてお
首の担当者は「周
を求めやすくなっ
も外部と連携する
ちことやらなけれ
い」と意識にな
」と話す。

ただ、それだけで問題が
解決するわけではない。岩
手県矢巾町で起きた自殺
では、男子生徒が通ってい
た中学校は基本方針を定め
ていたのに、いじめの情報
は担任だけにどまり、校
長らに伝わっていなかっ
た。
龍谷大の松浦善彌教授
(教育学)は「法ができて
以降、アンケートを実施す
るなどして早期発見に努め
る学校が増えたが、まだま
だ『いじめを報告する』とマ

「マス評価される」という
意識を持っているところが
少なくない。対応を怠れ
ば、矢巾町のケースのよう
に自死につながる恐れもあ
る」と喝する。

今回の調査では、都道府
県別の千人当たりのいじめ
認知件数の差が当初、約九
十倍あり、文科省の指示に
よる再調査でも約二十倍の
差が残った経緯がある。

松浦教授は「認知件数が
多いのは、それだけ子ども
たちをよく見ている証拠。
先進的な取り組みをしてい
る学校に学ぶといった姿勢
が求められる」と語る。
(上田千秋)

いという。署は身
認を進めるととも
原因を調べている。
んは五人暮らし
(心)は火に気が付
い、もう一人の孫
出しており無事だ

現場はJR水郡線の常陸
鴻巣駅から西に約二キロ。近
所の六十代の男性は「ボン
という音が聞こえて直後に
住宅から激しく炎が上がっ
た」と話していた。

身棄と詐欺容疑 3人男ら再逮捕

取手市の不動産会「安美(仮)、前橋市南町二

遺体を埋めたとされる。さ
らに一四年八月、千葉県内
の小沢さんの不動産関連会
社が加入していた倒産防止
の保険の解約金三百十方
円をだまし取ったとされ
る。

一課は二人共謀して解
約金をだまし取ったとし
て、詐欺の疑いで、千葉県
鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷三、無職
吉光保男容疑者(同)も再
逮捕した。三人とも容
疑を認めている。

小沢さんは生前、主に青

前橋・社長遺棄

市教委

東京都目野市の緑地で二
十六日夜、遺体で見つかっ
た小学四年の男児(〇)は、
斜面に生えた木の幹の根元
付近にくくりつけられたビ
ニールひもで首をつり、地
面にあおむげで横たわって
死亡していたことが目野署
への取材で分かった。検視
の結果、首をつつたことが
死因とみられ、署は自殺と
事件の画面で調べている。
署によると、男児は両親
と妹の四大家族。男児は市
立小学校の在籍だが、多摩
地域の別の教育施設に通っ

て、一人で外出したまま
帰宅しなかった。両親は署
に「長男の普段の様子に委
わりはなかった」と話して
いるという。
市教育委員会によると、
男児が在籍する学校からの
聞き取りでは、遺書やいじ
めの事実はなかったとい
う。事件の可能性もあるた
め、現場周辺の一部の小
学は集団登校や教員による
通学の見守りをした。
男児は衣服を身に着けて
おらず、両手、両足をビ
ニールひもで緩く縛ってい
た。目立った外傷や争った
形跡はなかった。

マイナンバー 横浜で漏えい

転出証明、別人に渡す

横浜市は十七日、鶴見
区役所で二十六日にマイナ
ンバーを記載した転出証明
書を誤って別人に交付した
と発表した。マイナンバー
の漏えいや誤記載は、茨城
県取手市や東京都目黒区な
ど首都圏をはじめ全国各地
で相次いでいる。

横浜市によると、二十六
日午後四時ごろ、鶴見区の
女性住民が世帯全員に当た
る三人分の転出届を提出。
だが、窓口での本人確認が
不十分だったため、同様に
転出届を出した別の区民に
交付した。

誤って交付した転出証明
書は一時間後に回収し、女
性に渡した。個人情報漏え
いした三人のマイナンバー
は、今後変更の手続きを取
るという。

総務省によると、転出証
明書には必ずマイナンバー

を記載する。住民票は請求
された場合だけ記載するよ
う自治体に求めているが、
今月十三日、取手市が六十
九世帯の約百人分の番号を
誤って記載して交付したこ
とが判明。その後も茨城県
美浦村や目黒区などもミス
が発覚した。

テイズニーシー 清掃員が水死か

二十七日午前五時十五分
ごろ、千葉県浦安市の東京
テイズニーシーで、清掃作
業中だった同県習志野市袖
ヶ浦六、アルバイト宮沢司
さん(四)が人工河川でつづ
らで沈んでいるのを、別
の従業員が発見した。宮沢
さんは搬送先の病院で死亡
が確認された。水死とみら
れる。浦安署は誤って転落
したとみて、詳しい原因を
調べている。浦安署によ
ると、宮沢さんは十七日午
前零時ごろから、テイズニ
ーシー内の人工河川で清掃
作業をしていた。

☆: 静岡県東伊
豆町の稲取細野高
原でススキの穂が
見頃を迎え「写

親しまれている。
☆: 相模湾を見下ろす高
原は面積約百二十五、東
京ドーム約二十六個分とい

貿易・投資ルール整備

TPP 企業の海外進出後押し

政府は22日、環太平洋連携協定(TPP)の大筋合意に盛り込まれた域内の貿易・投資に関する共通ルールの概要を説明した。TPPの発効後、新興国では小売業や金融サービスの外資規制が緩和され、公共事業など政府調達の国際入札の対象が拡大する。日本企業がアジアの成長を取り込む機会が広がるそうだ。

貿易・投資ルールは前文と30章から成り、各国が国内規制で外資を差別しないことが大原則だ。自国企業のアジアへの投資に関心が高い日米は、交渉で残る10カ国に外資規制の緩和・撤廃を強く求めた。

日本企業が特に注目するのが、域内への企業進出を促す「サービス・投資」のルール。ベトナムとマレーシアは、コンビニエンスストアなど小売業、銀行など金融業について、外資による現地企業への出資比率の上限引き上げや廃止に踏み切る。投資を認める見返りに外資に技術移転を強要することを禁じる規定も盛り込まれた。

安倍政権が成長戦略に掲げるインフラ輸出に直結する「政府調達」では、ベトナムとマレーシア、ブルネイが国際入札の義務化に応じた。これらのルール策定に、日本政府関係者は「新興国で国有企業も含め投資の門戸が格段に広がる」と期待する。

一方、輸出品がTPP域内で製造されたかどうかを線引きする「原産地規則」では、単価が1000ドル(約12万円)以下の安価な製品は証明手続きが不要となる。

サイバー対策で専任幹部

全省庁に新設、情報保全強化

政府機関へのサイバー攻撃の増加などに対応するため、政府は全府省庁にサイバーセキュリティ対策を担う幹部ポストを設ける方針を固めた。政府関係者が22日、明らかにした。2016年度の新設を予定。特に、外務・防衛両省や警察庁など情報保全の重要度が

高い省庁には、「情報セキュリティ・情報化推進審議官」(仮称)を置くよう義務付ける。

これ以外の官庁でも、課長級の「情報セキュリティ・情報課推進参事官」を設け、翌年度で審議官級への格上げを検討する。新ポストは、各府省庁の官房長

を補佐し、サイバー対策に取り組む体制を強化。また、所管の独立行政法人や特殊法人における対策推進も統括する。

政府は既に、中央省庁のサイバー対策を担う「内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)」を通じ、サイバーセキュリティセンター(CSS)を各府省に指示した。政府は、6月に発覚した日本年金機構の個人情報流出や、来年1月から本格運用が始まる社会保

学校攻撃4000回

シリア内戦 270万人就学できず

【ワシントン時事】シリアで人道支援活動を行っている国際NGO「セーブ・ザ・チルドレン」のバーニス・ロメロ上級部長は米ワシントン市内で時事通信の取材に応じ、シリア内戦が始まった2011年から現在までに同国内の学校が「4000回以上の攻撃を受けている」との分析を明らかにした。「国際社会は民間人への攻撃、学校や病院への攻撃をもっと非難して



シリア北部アイナルアラフ(クルド名コバニ)で、建物ががれきの横を通って登校する子ども(6日)(AFP時事)

AIB

来年第2回に融資団

【ワシントン主導のアジア銀行(AIB)に就く金立群政次官は21日、で講演し、設立投資を201半年期(4~6月)定たと表明。加払込金に基づく率が20%の高水

在宅、地域ケア充実を期待

一定の医療行為を「特定行為」と位置付け、

い、地域の医療を支えるキーパーソンとして

行われ、同大学の永井良三学長が「特定行為を行う看護師が地域包括ケアの中で非常に大きな役割を果たすことは間違いない」と、研修生を励ました。

以上の研修修る。質は保たれ確保が課題だ。藍ステーション

日本年金機構保有宿舎の入居率及び宿舎使用料等一覧

項番	所在地	総戸数	入居数 (H27.3)	入居率 (H27.3)	宿舎使用料 (月額)(円)	間取り	面積 (㎡)	独身寮	入居者がいなく なった年月	築年	帳簿価額 (土地)(千円)	帳簿価額 (建物)(千円)
1	北海道札幌市	20	19	95.00%	13,267	3LDK	69			S60	157,000	59,237
2	北海道札幌市	36	32	88.90%	5,385	1R	29	○		H08	134,000	112,751
3	北海道札幌市	12	5	41.70%	13,267	3LDK	69			S58	66,800	30,810
4	北海道札幌市	12	12	100.00%	14,649	3LDK	69			S61	74,300	38,117
5	北海道札幌市	20	19	95.00%	16,376	3LDK	69			H04	161,000	99,633
6	北海道札幌市	18	16	88.90%	14,649	3LDK	69			S63	132,000	67,363
7	北海道函館市	6	2	33.30%	13,543	3LDK	69			S62	25,100	16,325
8	北海道函館市	12	9	75.00%	13,543	3LDK	69			H02	43,700	40,511
9	北海道函館市	16	11	68.80%	7,223~10,252	1R/1LDK	31/44			H15	65,200	101,644
10	北海道小樽市	4	2	50.00%	12,161	3LDK	69			S59	22,200	9,480
11	北海道小樽市	9	0	0.00%	13,543	3LDK	69		H22.1	S61	15,100	26,763
12	北海道旭川市	4	0	0.00%	11,792	3LDK	67		H22.1	S59		7,900
13	北海道旭川市	2	0	0.00%	11,792	3LDK	67		H22.1	S58	33,800	3,950
14	北海道旭川市	12	4	33.30%	13,749	3LDK	70			S60	35,300	28,818
15	北海道旭川市	9	8	88.90%	7,447	1LDK	43			H06	19,600	26,118
16	北海道室蘭市	6	3	50.00%	12,161	3LDK	69			S60	10,700	16,010
17	北海道室蘭市	9	9	100.00%	7,223~10,252	1R/1LDK	31/44			H15	16,200	72,975
18	北海道釧路市	9	8	88.90%	13,543	3LDK	69			S60	16,400	20,813
19	北海道釧路市	6	2	33.30%	15,271	3LDK	69			H04	23,400	20,800
20	北海道帯広市	12	7	58.30%	12,161	3LDK	69			S60	30,800	28,818
21	北海道帯広市	6	4	66.70%	8,775	1LDK	44			H09	11,900	22,178
22	北海道北見市	12	12	100.00%	13,543	3LDK	69			S60	20,900	32,020
23	北海道北見市	6	5	83.30%	13,337	3LDK	68			H02	13,800	23,149
24	北海道岩見沢市	6	2	33.30%	13,543	3LDK	69			S60	11,700	15,210
25	北海道留萌市	6	5	83.30%	14,807	3LDK	67			H03	8,980	21,496
26	北海道留萌市	9	6	66.70%	7,223~10,252	1R/1LDK	31/44			H14	12,000	46,913
27	北海道苫小牧市	8	2	25.00%	13,749	3LDK	70			S60	22,600	21,614
28	北海道苫小牧市	6	3	50.00%	15,271	3LDK	69			H05	19,000	27,629
29	北海道稚内市	6	6	100.00%	14,807	3LDK	67			H03	10,000	27,283
30	北海道稚内市	6	6	100.00%	7,467~10,030	1R/1LDK	32/43			H14	5,650	39,094
31	北海道砂川市	6	1	16.70%	12,161	3LDK	69			S60	10,000	16,010
32	北海道砂川市	9	7	77.80%	7,447~15,271	1LDK/3LDK	43/69			H07	9,950	32,215
33	青森県青森市	12	11	91.70%	14,144	1LDK	64			H07	46,200	61,886
34	青森県弘前市	9	7	77.80%	14,144	3LDK	64			H05	31,000	41,863
35	青森県八戸市	12	0	0.00%	13,132	2LDK	67		H24.7	H01	63,700	39,432
36	青森県八戸市	12	7	58.30%	7,922~19,175	1R/3DK	34/65			H15	59,800	79,056
37	青森県むつ市	6	6	100.00%	12,563	2LDK	64			S63	12,700	10,500
38	岩手県盛岡市	12	12	100.00%	12,139~17,780	1LDK/2LDK	61/70			H09	42,300	67,387
39	岩手県宮古市	12	10	83.30%	6,169~18,034	1LDK/2LDK/3LDK	31/61/71			H11	30,000	71,235
40	岩手県花巻市	4	4	100.00%	9,845	3DK	62			S58	12,300	7,900
41	岩手県一関市	6	4	66.70%	12,958	2LDK	66			S62	34,300	16,220
42	岩手県二戸市	6	6	100.00%	7,223~14,213	1DK/2LDK	31/61			H13	9,520	38,858
43	宮城県仙台市	8	8	100.00%	14,450	3DK	68			H01	89,100	24,645
44	宮城県仙台市	12	11	91.70%	17,836	3DK	66			H08	53,100	69,093
45	宮城県仙台市	15	14	93.30%	5,727~30,494	1K/2DK/3LDK	23/52/79			H13	149,000	64,763
46	宮城県石巻市	4	4	100.00%	11,635	2LDK	66			S58	7,930	7,900
47	秋田県秋田市	24	23	95.80%	7,715~19,798	1R/1R/1LDK/2DK	33/45/54/67			H16	96,300	169,556
48	秋田県由利本荘市	6	2	33.30%	14,852	3LDK	67			H03	21,000	22,322
49	秋田県北秋田市	24	13	54.20%	7,474~21,299	1R/1DK/2DK	32/46/72			H14	33,000	144,213
50	山形県山形市	12	9	75.00%	10,744~21,568	1LDK/2LDK/3LDK	46/63/73			H16	64,900	115,368
51	山形県米沢市	12	7	58.30%	7,715~21,568	1LDK/2LDK/3LDK	33/63/73			H15	37,600	105,988
52	福島県福島市	9	9	100.00%	8,370~15,509	2K/3K	42/61			H10	41,300	48,920
53	福島県福島市	15	13	86.70%	9,800~19,192	2K/3K	42/65			H14	62,500	111,200
54	福島県会津若松市	12	7	58.30%	11,199~18,897	2K/3K	48/64			H13	38,500	85,487
55	福島県郡山市	6	5	83.30%	9,563~14,238	2LDK/3LDK	48/56			H11	29,200	33,472
56	福島県いわき市	9	7	77.80%	8,966~16,525	2DK/3DK	45/65			H12	25,900	61,309
57	福島県白河市	9	7	77.80%	10,359~15,763	2DK/3DK	52/62			H09	25,300	40,944
58	福島県相馬市	9	5	55.60%	9,006~14,157	2DK/3DK	52/64			H07	26,500	40,692
59	茨城県水戸市	12	11	91.70%	14,144	3DK	64			H06	32,900	57,290
60	茨城県笠間市	6	5	83.30%	11,264	3LDK	64			S60	9,190	14,409
61	栃木県宇都宮市	12	7	58.30%	4,776~16,002	1K/3DK	24/64			H09	46,800	56,298
62	埼玉県さいたま市	6	5	83.30%	14,700	3DK	60			S58	140,000	12,640
63	埼玉県さいたま市	12	12	100.00%	19,560	3LDK	64			H02	299,000	43,818
64	埼玉県春日部市	40	21	52.50%	5,483	2DK	48			S48	189,000	13,115
65	埼玉県さいたま市	18	19	100.00%	14,518	3DK	63			S51		15,488
66	埼玉県さいたま市	17	0	0.00%	3,225	1R	12	○	H24.12	S51	254,000	13,275
67	埼玉県富士見市	14	13	92.90%	16,256	2LDK/3LDK	64			H12	96,600	100,166
68	埼玉県さいたま市	6	6	100.00%	11,658	3K	57			S37		0
69	千葉県習志野市	16	13	81.30%	6,076	2K	49			S42	120,000	0
70	千葉県千葉市	42	0	0.00%	1,601	1R	13	○	H22.11	S44		0
71	千葉県千葉市	24	10	41.70%	8,554	2DK	47			S44		0
72	千葉県千葉市	24	15	62.50%	8,554	2DK	47			S45	1,100,000	0
73	千葉県千葉市	24	10	41.70%	8,272	2DK	47			S47		4,685
74	東京都立川市	27	0	0.00%	1,234	1R	12	○	H25.10	S39		0
75	東京都立川市	16	15	93.80%	16,895	3DK	63			S63	324,000	51,424
76	東京都西東京市	3	3	100.00%	18,560	2LDK	64			H04	64,100	12,480
77	東京都武蔵野市	22	6	27.30%	2,244	1R	11	○		S60	201,000	14,409
78	東京都府中市	35	34	97.10%	19,258	2LDK	64			H04	653,000	156,416
79	東京都昭島市	63	36	57.10%	1,984	1R	15	○		H06	239,000	139,855
80	東京都調布市	15	14	93.30%	16,194	3DK	66			S59	256,200	36,582
81	東京都東久留米市	18	14	77.80%	10,143	3DK	63			S51	408,000	16,800
82	東京都東久留米市	105	0	0.00%	1,128	1R	13	○	H23.1	S51		33,201
83	神奈川県横浜	8	7	87.50%	11,451~12,354	2DK	39/41			S48	56,500	2,071
84	神奈川県横浜	14	14	100.00%	18,270	3LDK	63			H04	137,000	59,904
85	神奈川県横浜	30	29	96.70%	7,224~22,204	1R/3LDK	24/61			H14	277,000	169,406
86	神奈川県横浜	8	7	87.50%	15,680	2LDK/3DK	64			S60	157,000	21,614
87	神奈川県平塚市	6	3	50.00%	13,589	3DK	64			S45	70,200	0
88	新潟県長岡市	16	5	31.30%	20,886	3LDK	70			S56	118,000	39,219
89	新潟県上越市	9	6	66.70%	20,355	2DK	69			H14	39,800	102,513
90	新潟県南魚沼市	6	4	66.70%	14,144	2DK	64			H05	20,000	30,141
91	富山県富山市	12	11	91.70%	5,602~18,893	1K/2DK/3LDK	24/44/64			H16	66,400	73,416
92	石川県金沢市	6	3	50.00%	13,511	2DK	61			H04	21,540	21,798
93	石川県金沢市	6	4	66.70%	14,986	2DK	59			H11	47,000	39,050
94	福井県福井市	6	1	16.70%	13,039	2LDK	59			H03	20,800	21,496
95	福井県敦賀市	8	4	50.00%	5,186~16,287	1K/3DK	26/64			H10	31,700	29,002
96	山梨県甲府市	4	4	100.00%	6,747	2DK	49			S63	11,700	8,979

97	山梨県甲府市	9	8	88.90%	13,923~14,144	3LDK	64/63			H07	26,300	40,692
98	長野県長野市	9	4	44.40%	8,783~16,799	2DK/3DK	44/66			H07	56,000	30,519
99	長野県長野市	9	5	55.60%	8,783~16,799	2DK/3DK	44/66			H07		30,519
100	長野県長野市	18	17	94.40%	5,592~13,747	1K/1DK/3DK	24/39/59			H13	64,000	82,033
101	長野県松本市	15	15	100.00%	8,756~16,256	2DK/3DK	44/54/64			H12	68,200	89,804
102	長野県岡谷市	4	3	75.00%	10,935	3DK	62			S59	21,200	7,953
103	長野県飯田市	12	8	66.70%	5,592~17,405	1K/1DK/3DK	24/39/59			H13	37,000	39,721
104	長野県小諸市	9	7	77.80%	9,577~17,051	2DK/3DK	48/67			H09	21,700	36,679
105	長野県上伊那郡	15	3	20.00%	5,592~9,553	1K/1DK	24/41			H14	29,400	51,256
106	岐阜県岐阜市	2	0	0.00%	12,544	3DK	64		H26.3	H02	17,100	6,614
107	岐阜県岐阜市	12	8	66.70%	11,956	3DK	61			S62	66,200	30,007
108	岐阜県岐阜市	9	6	66.70%	14,144	3DK	64			H03	40,800	32,243
109	岐阜県高山市	8	8	100.00%	9,333	3DK	61			S61	39,800	17,291
110	岐阜県可児市	9	4	44.40%	8,756~16,256	2DK/3DK	44/54/64			H12	26,000	48,356
111	静岡県静岡市	9	9	100.00%	14,228	3DK	67			H01	85,500	27,931
112	静岡県静岡市	6	3	50.00%	12,288	3DK	64			S58	41,000	11,850
113	静岡県静岡市	9	8	88.90%	18,880	2LDK	64			H12	76,000	53,537
114	静岡県浜松市	4	4	100.00%	11,834	3DK	66			S59	20,400	7,953
115	静岡県三島市	12	10	83.30%	5,592~18,880	1K/2LDK	24/64			H16	103,000	47,196
116	愛知県名古屋	6	6	100.00%	18,560	3DK	64			H03	76,500	22,322
117	愛知県半田市	18	14	77.80%	5,592~18,585	1K/2LDK	24/63			H13	86,000	75,581
118	愛知県春日井市	16	15	93.80%	4,427~9,334	1R/2DK	19/40			S46	47,200	1,297
119	三重県津市	9	3	33.30%	11,956~12,348	2DK/3DK	61/63			H02	19,800	28,110
120	三重県津市	6	5	83.30%	10,252~12,582	2DK	44/54			H16	26,100	39,330
121	三重県津市	12	7	58.30%	12,544	3DK	64			S62	37,600	34,062
122	三重県尾鷲市	8	5	62.50%	8,262~12,348	2DK/3DK	63/54			H02	15,600	25,629
123	滋賀県近江八幡市	15	12	80.00%	4,776~16,256	1K/3LDK	24/64			H09	61,600	53,739
124	京都府京都市	16	8	50.00%	1,989~14,840	2DK	56			H01	75,200	32,039
125	京都府舞鶴市	24	13	54.20%	5,536~13,702	1DK/3DK	32/62			H07	58,000	95,796
126	京都府城陽市	18	1	5.60%	4,446~6,076	2DK/3DK	39/49			S47	75,600	5,617
127	京都府長岡京市	6	6	100.00%	14,144	3DK	64			H04	58,500	26,624
128	大阪府大阪市	15	14	93.30%	6,408	1K	24		○	H10	99,200	40,944
129	大阪府堺市	18	18	100.00%	23,296	3DK	64			H15	213,000	122,494
130	大阪府豊中市	12	11	91.70%	18,560	3DK	64			H06	160,000	56,448
131	兵庫県西宮市	20	20	100.00%	7,224	1R	24		○	H14	149,000	85,138
132	兵庫県神戸市	18	0	0.00%	6,408	1K/3DK	24/49		○	H09	71,100	46,915
133	兵庫県明石市	12	11	91.70%	14,144	3DK	64		○	H03	84,000	43,818
134	兵庫県西宮市	15	13	86.70%	20,672~34,086	2LDK/3DK/3LDK	64/78			H08	241,000	86,153
135	兵庫県豊岡市	6	4	66.70%	14,144	3DK	64			H05	27,200	24,280
136	和歌山県和歌山市	16	1	6.30%	13,568	3DK	64			S63	49,700	59,586
137	和歌山県和歌山市	16	11	68.80%	9,460~17,280	2DK/3LDK	44/54/64			H11	63,400	89,258
138	和歌山県田辺市	9	5	55.60%	10,252~18,290	2DK/3DK	44/53/62			H13	39,700	41,448
139	和歌山県新宮市	3	2	66.70%	13,260	2DK	60			H04	14,100	11,648
140	鳥取県鳥取市	6	6	100.00%	13,039	2LDK	59			H05	36,700	21,769
141	鳥取県米子市	9	7	77.80%	9,460~13,260	2LDK	41/60			H07	34,600	33,910
142	鳥取県松江市	12	9	75.00%	4,785~16,268	1K/3DK	24/64			H12	48,300	60,445
143	鳥取県浜田市	8	8	100.00%	13,155	3DK	67			H02	43,800	26,456
144	鳥取県出雲市	4	1	25.00%	12,748	3DK	65			S61	21,500	11,207
145	岡山県岡山市	16	16	100.00%	10,406~15,656	2DK/3DK	55/66			H06	62,800	77,623
146	岡山県倉敷市	16	16	100.00%	12,152	3DK	62			S63	70,000	49,791
147	岡山県津山市	12	9	75.00%	8,380~15,776	1LDK/2DK/2LDK	42/51/62			H11	47,700	61,794
148	広島県広島市	6	6	100.00%	13,568	3DK	64			H02	68,400	19,842
149	広島県広島市	8	7	87.50%	4,357	2K	35			S44	48,000	0
150	広島県広島市	8	8	100.00%	4,567	2K	35			S44		0
151	広島県広島市	6	6	100.00%	13,356	3DK	63			S63	55,100	17,141
152	広島県広島市	4	2	50.00%	13,568	3DK	64			S62	33,700	10,543
153	広島県呉市	4	1	25.00%	10,400	3DK	59			S58	21,900	7,900
154	広島県福山市	16	13	81.30%	14,605	3LDK	66			H07	92,800	80,536
155	広島県三次市	12	8	66.70%	4,792~16,277	1K/2DK/3LDK	24/44/64			H11	43,300	63,511
156	山口県山口市	8	8	100.00%	12,348	3DK	63			S63	39,700	24,488
157	山口県萩市	9	4	44.40%	5,592~18,880	1R/1DK/2LDK	24/41/64			H16	14,500	54,188
158	山口県岩国市	9	6	66.70%	6,411~14,174	1DK/3DK	37/64			H06	35,900	35,385
159	山口県周南市	9	7	77.80%	7,395~16,297	1DK/3DK	37/64			H10	68,200	46,915
160	山口県下関市	18	7	38.90%	7,177~16,273	1DK/3DK	36/64			H08	70,900	90,709
161	徳島県徳島市	9	7	77.80%	12,348	3LDK	63			S61	74,000	25,616
162	徳島県徳島市	6	6	100.00%	15,287	3LDK	69			H05	45,300	26,792
163	愛媛県松山市	24	22	91.70%	5,592~18,880	1K/2K/3DK	24/42/64			H16	123,000	148,580
164	愛媛県今治市	9	6	66.70%	16,268	3DK	64			H12	48,400	56,991
165	愛媛県宇和島市	12	7	58.30%	6,775~16,268	1DK/3DK	34/64			H07	70,800	50,865
166	愛媛県新居浜市	8	5	62.50%	14,155	3DK	64			H03	17,200	28,936
167	愛媛県東温市	10	2	20.00%	10,040~10,216	3DK	57/58			S59	54,000	21,472
168	高知県高知市	9	3	33.30%	11,116	3DK	63			S59	37,000	18,291
169	高知県高知市	12	5	41.70%	13,164~13,360	3DK	67/68			S62	46,900	33,251
170	高知県四万十市	6	3	50.00%	11,290	3DK	64			S58	18,000	11,850
171	福岡県福岡市	35	33	94.30%	7616~24,342	1K/2LDK	24/64			H15	643,000	252,806
172	福岡県小郡市	6	2	33.30%	10,001	3DK	67			S46	29,200	648
173	福岡県小郡市	6	4	66.70%	12,951	3LDK	66			S61		15,210
174	福岡県宗像市	24	17	70.80%	4,776~16,256	1K/3LDK	24/64			H09	44,400	92,124
175	福岡県福津市	6	1	16.70%	12,544	3LDK	64			S62	9,580	17,031
176	佐賀県佐賀市	6	2	33.30%	4,061~7,789	2K/3LDK	46/67			S48	14,300	2,209
177	長崎県長崎市	6	3	50.00%	12,892	3DK	67			S58	14,800	8,690
178	長崎県佐世保市	12	9	75.00%	11,760	3K	60			S62	26,100	25,141
179	長崎県諫早市	16	15	93.80%	12,544	3LDK	64			H01	49,000	39,432
180	長崎県西彼杵郡	18	17	94.40%	4,776~16,256	1K/3DK	24/64			H08	45,900	73,754
181	熊本県熊本市	12	10	83.30%	12,544	3LDK	64			S63	78,100	44,077
182	熊本県熊本市	12	10	83.30%	12,544	3LDK	64			H02	65,600	39,684
183	熊本県天草市	6	6	100.00%	18,880	2LDK	64			H14	24,100	45,175
184	大分県大分市	24	22	91.70%	12,582~18,880	2LDK/3LDK	54/64			H13	113,000	170,110
185	大分県日田市	6	3	50.00%	14,144	3DK	64			H03	19,200	21,496
186	大分県日田市	6	4	66.70%	12,582	2LDK	54			H16	18,800	41,078
187	大分県佐伯市	6	5	83.30%	14,144	3LDK	64			H03	24,800	20,669
188	宮崎県宮崎市	8	7	87.50%	11,088	3LDK	63			S59	37,300	17,575
189	宮崎県宮崎市	12	11	91.70%	8,262~12,544	3DK/3LDK	54/64			H01	61,900	34,421
190	宮崎県都城	9	6	66.70%	9,349~14,153	2DK/3K	54/64			H05	16,400	33,323
191	宮崎県延岡市	9	8	88.90%	12,544	3LDK	64			S62	22,500	24,979
192	鹿児島県鹿児島市	9	7	77.80%	13,364	3DK	68			S62	134,000	25,952
193	鹿児島県鹿児島市	9	2	22.20%	14,144	3LDK	64			H05	41,900	36,839
194	鹿児島県鹿児島市	16	13	81.30%	4,776~16,256	1K/3LDK	24/64			H08	78,700	66,972
195	鹿児島県鹿屋市	2	2	100.00%	6,572	3DK	53			S51		722
196	鹿児島県鹿屋市	2	0	0.00%	6,572	3DK	53		H27.3	S51	7,000	722
197	鹿児島県鹿屋市	2	2	100.00%	6,572	3DK	53			S51		722

198	鹿児島県奄美市	6	4	66.70%	6,200	3DK	50			S51	12,100	4,331
199	鹿児島県奄美市	4	2	50.00%	9,016	3LDK	56			S55	26,700	5,383
200	沖縄県那覇市	12	11	91.70%	11,264	3DK	64			S58	69,100	21,330
201	沖縄県那覇市	20	20	100.00%	4,776~16,256	1K/3LDK	24/64			H11	123,000	96,982
202	沖縄県石垣市	6	4	66.70%	8,477~13,039	2DK/3DK	49/59			H02	20,000	18,189
203	沖縄県浦添市	4	2	50.00%	9,821	3LDK	61			S53	44,700	4,488
204	沖縄県名護市	10	4	40.00%	12,582~18,880	2DK/3DK	54/64			H16	51,100	82,156
205	沖縄県宮古島市	6	6	100.00%	9,342~14,144	2DK/3DK	54/64			H04	15,600	20,800
206	沖縄県中頭郡	4	0	0.00%	11,264	3DK	64		H24.3	S58	39,600	7,110
207	沖縄県中頭郡	4	0	0.00%	11,264	3DK	64		H22.2	S58		7,110
全国計		2,473	1,638	66.20%							14,084,940	8,630,355

※ 宿舎使用料については、国家公務員の使用料の考え方も参考にし、所在地、築年数、面積や風呂・トイレ等が共同使用かなど考慮して算定している。

日本年金機構の宿舍使用料の算定方法

$$\text{宿舍使用料} = \boxed{1\text{m}^2\text{当たりの基準使用料}} \times \boxed{\text{延べ面積}}$$

- 基準使用料は経過年数や施設の差異に応じて調整
→ 基本となる基準使用料(別表1参照)を基にして、
経過年数による減額(別表2参照)を行った上で、
各戸に次のいずれかの施設がない場合は0.9、
(2)の場合は0.8、3以上の場合は0.7)を乗じて算定。
- ・ 風呂
 - ・ 便所
 - ・ 給排水設備
 - ・ ガス設備等

(注) 独身寮も世帯寮も上記の算定式に基づき、宿舍使用料を算定。

(算定例)

○ 幕張寮の場合

$$\{ (398\text{円} - 222\text{円}) \times 0.7 \} \times 13\text{m}^2 = 1,601\text{円}$$

(参考)

国家公務員宿舎の宿舎使用料の算定方法に基づき、同一地域、同一築年数、同一設備で算定した場合

$$\{ (431\text{円} - 230\text{円}) \times 0.7 \} \times 13\text{m}^2 = 1,829\text{円}$$

別表1

延べ面積	宿舎の所在地			
	東京都特別区	甲地	乙地	その他の地域
55㎡未満	536円	398円	346円	330円
55㎡以上70㎡未満	623円	483円	430円	414円
70㎡以上80㎡未満	934円	621円	523円	508円
80㎡以上100㎡未満	1,035円	720円	621円	605円
100㎡以上	1,206円	885円	785円	769円

別表2

構造	有料宿舎の所在地	年数	金額		
			55㎡未満	55㎡以上70㎡未満	70㎡以上80㎡未満
木造	特別区	5年	110円	136円	157円
		10年	177円	216円	250円
		15年	216円	265円	306円
		20年	264円	329円	383円
		25年	294円	362円	429円
		30年	344円	398円	474円
	甲地	5年	107円	133円	153円
		10年	172円	210円	244円
		15年	210円	258円	297円
		20年	255円	318円	370円
		25年	284円	350円	413円
		30年	291円	374円	456円
	乙地	5年	106円	132円	152円
		10年	170円	208円	241円
		15年	207円	255円	293円
		20年	250円	313円	363円
		25年	279円	344円	405円
		30年	286円	368円	446円
	その他の地域	5年	106円	132円	151円
		10年	169円	207円	240円
		15年	206円	253円	292円
		20年	248円	311円	361円
		25年	276円	341円	403円
		30年	283円	364円	443円
組積造	特別区	5年	73円	91円	104円
		10年	133円	163円	188円
		15年	174円	213円	245円
		20年	203円	249円	288円
		25年	219円	269円	311円
		30年	240円	295円	339円
		35年	249円	306円	353円
	甲地	5年	73円	90円	102円
		10年	131円	161円	185円
		15年	171円	210円	241円
		20年	199円	245円	283円
		25年	215円	265円	305円
		30年	236円	289円	333円
		35年	245円	302円	347円
	乙地	5年	72円	89円	102円
		10年	130円	160円	183円
		15年	169円	208円	239円
		20年	197円	243円	280円
		25年	214円	263円	302円
		30年	234円	287円	330円
		35年	243円	299円	344円
	その他の地域	5年	72円	89円	102円
		10年	130円	159円	183円
		15年	168円	207円	238円
20年		196円	242円	279円	
25年		212円	262円	302円	
30年		232円	286円	329円	
35年		242円	298円	343円	
鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	全地域	5年	54円	67円	77円
		10年	97円	119円	137円
		15年	131円	160円	184円
		20年	157円	193円	221円
		25年	177円	218円	250円
		30年	194円	238円	273円
		35年	206円	253円	291円
		40年	216円	265円	305円
		45年	222円	272円	313円
		50年	251円	309円	355円

別表3

都道府県	地域	区分	
北海道	札幌市	乙地	
宮城県	仙台市	乙地	
茨城県	つくば市	乙地	
埼玉県	さいたま市	甲地	
	川越市	乙地	
	川口市	乙地	
	所沢市	乙地	
	岩槻市	乙地	
	狭山市	乙地	
	草加市	乙地	
	越谷市	乙地	
	戸田市	乙地	
	朝霞市	乙地	
	志木市	乙地	
	和光市	乙地	
千葉県	千葉市	甲地	
	市川市	乙地	
	船橋市	乙地	
	松戸市	乙地	
	習志野市	乙地	
	八千代市	乙地	
	浦安市	乙地	
	四街道市	乙地	
	柏市	乙地	
	八王子市	甲地	
東京都	立川市	甲地	
	武蔵野市	甲地	
	三鷹市	甲地	
	府中市	甲地	
	調布市	甲地	
	町田市	甲地	
	小金井市	甲地	
	国分寺市	甲地	
	国立市	甲地	
	狛江市	甲地	
	多摩市	甲地	
	稲城市	甲地	
	西東京市	甲地	
	青梅市	乙地	
	昭島市	乙地	
	小平市	乙地	
	日野市	乙地	
	東村山市	乙地	
	福生市	乙地	
	清瀬市	乙地	
	武蔵村山市	乙地	
	あきる野市	乙地	
	神奈川県	横浜市	甲地
		川崎市	甲地
		横須賀市	甲地
		鎌倉市	甲地
平塚市		乙地	
藤沢市		乙地	
茅ヶ崎市		乙地	
相模原市		乙地	
三浦市		乙地	
厚木市		乙地	
大和市		乙地	
海老名市		乙地	
三浦郡葉山町		甲地	
小田原市	乙地		

都道府県	地域	区分	
静岡市	静岡市	乙地	
愛知県	名古屋市	甲地	
	岡崎市	乙地	
滋賀県	大津市	乙地	
京都府	京都市	甲地	
	向日市	乙地	
	宇治市	乙地	
大阪府	大阪市	甲地	
	豊中市	甲地	
	吹田市	甲地	
	高槻市	甲地	
	守口市	甲地	
	枚方市	甲地	
	茨木市	甲地	
	寝屋川市	甲地	
	箕面市	甲地	
	高石市	甲地	
	羽曳野市	乙地	
	門真市	乙地	
	堺市	甲地	
	岸和田市	甲地	
	池田市	甲地	
	泉大津市	甲地	
	貝塚市	甲地	
	八尾市	甲地	
	泉佐野市	甲地	
	富田林市	甲地	
	和泉市	甲地	
	東大阪市	甲地	
	柏原市	乙地	
	兵庫県	神戸市	甲地
		尼崎市	甲地
		西宮市	甲地
芦屋市		甲地	
伊丹市		甲地	
宝塚市		甲地	
姫路市	乙地		
奈良県	奈良市	乙地	
	大和郡山市	乙地	
	生駒市	乙地	
和歌山県	和歌山市	乙地	
岡山県	岡山市	乙地	
広島県	広島市	乙地	
福岡県	福岡市	甲地	
	北九州市	乙地	
長崎県	長崎市	乙地	

備考 この表の地域欄に掲げる名称は平成一三年四月一日又は五月一日においてそれらの名称を有する市の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

ご質問事項（2～4）について

平成27年10月28日
厚生労働省
日本年金機構

- 独立行政法人については、平成22年の独立行政法人通則法改正によって不要財産の国庫納付規定が設けられたが、日本年金機構については、平成22年1月に発足し、政府から機構の事業運営に必要な国有財産が出資されていることから、不要財産の国庫納付規定を設ける法改正は行われていない。
- 建物の老朽化等、機構の財産の状況も変化する中で、今般の会計検査院の指摘を踏まえ、機構と厚生労働省の連携のもと、次のような対応を行っているところ。
 - ・ 日本年金機構においては、保有する宿舎等について、ニーズ調査等、保有の必要性について検討を行うい、存続・活用するもの、廃止・処分を行うものの選定作業など、保有財産の見直しを行っている。
 - ・ 厚生労働省においては、機構の保有財産の国庫納付に係る制度的な対応について、関係省庁とも相談を行いながら、検討中。

<参考>

■ 会計検査院の指摘

- ・ 日本年金機構が保有する土地及び建物について保有の必要性を見直すこと。
- ・ 保有する合理的理由が認められない土地及び建物については、国庫に納付させるよう適切な制度を整備すること

■ 宿舎 207宿舎、2,473戸（平均入居率 66%）

うち、3年以上入居者のいない宿舎：7棟（計170戸）

（独身宿舎：2棟（計147戸）[昭和44年、昭和51年築]、世帯宿舎：5棟（計23戸）[昭和58年、昭和61年築]）

※ 職員宿舎等の内部管理に関する経費は国庫負担が原則。ただし、平成9年の「財政構造改革の推進に関する特別措置法」に基づき、平成10年度から15年度までの間の臨時措置として保険料財源が充てられた。

■ 日本年金機構職員数 約2万人 うち 広域異動者 約3,000人

「日本年金機構が保有している固定資産の状況について」
(厚生労働省・日本年金機構)

平成27年10月
会計検査院

会計検査院は、10月20日、厚生労働省に対し、会計検査院法第36条の規定により、意見を表示しました。

その内容は、以下のとおりです。

日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの

【意見を表示したものの要旨】

部 局 等	厚生労働本省、日本年金機構	
検 査 の 対 象	厚生労働本省、日本年金機構	
設 置 根 拠 法	日本年金機構法（平成19年法律第109号）	
日本年金機構が 国から承継した 土地及び建物の 価額（平成22年 1月1日現在）	土地	658億2025万円
	建物	345億4201万余円
	計	1003億6226万余円
日本年金機構が 保有している土 地及び建物の帳 簿価額（平成26 年度末現在）	土地	658億1718万余円
	建物	376億5960万余円
	計	1034億7679万余円
平成24年度から 26年度までに継	土地	7億2172万円

続的に入居者の いないなどの宿 舎の土地及び建 物に係る帳簿価 額（26年度末現 在）（1）	建物	9264万円
	計	8億1436万円
処分方針等が決 まらない事務所 等の土地及び建 物に係る帳簿価 額（平成26年度 末現在）（2）	土地	6億5520万円
	建物	1829万円
	計	6億7349万円
日本年金機構内 部に留保されて いる国から承継 した土地の一部 を売却して得た 資金（平成26年 度末現在）（3）	現金及び預金	1369万円
(1)から(3)まで の計		15億0154万円

【意見を表示したものの全文】

日本年金機構が保有している固定資産の状況について

(平成27年10月20日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 日本年金機構の概要

厚生労働省は、厚生年金保険事業、国民年金事業等の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託している。

機構は、平成22年1月に、社会保険庁の廃止に伴い、日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、同大臣と密接な連携を図りながら、当該委任され、又は委託された事務を行うことにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営等を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする特殊法人として設立された。そして、機構は、上記の事業に関する業務を行うために、本部のほか、全国9ブロック本部、312年金事務所等を設置している。

(2) 機構が保有している固定資産

機構は設立の際、年金特別会計で保有していた固定資産計1031億1159万余円を承継しており、その資産は国から出資されたものとされている（以下、この資産を「政府出資財産」という。）。このうち、土地は計658億2025万円、建物は計345億4201万余円となっていた。また、機構は設立後資産を取得するなどしており、26年度末では、土地帳簿価額が計658億1718万余円、建物帳簿価額が計376億5960万余円となっていて、そのほとんどが政府出資財産である。

そして、機構法によれば、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされており、日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成21年厚生労働省令第166号）において、この重要な財産は、土地及び建物とされている。

(3) 固定資産の管理

日本年金機構会計規程（平成22年規程第50号）によれば、資産管理責任者（各ブロック本部管理部長等）は、固定資産等の使用、保管状況を常に把握し、その取得、維持保全、処分等について、日本年金機構固定資産等管理細則（平成22年細則第23号。以下「細則」という。）で定めるところにより、適正に管理しなければならないこととされている。

細則によれば、資産管理責任者は管理する固定資産について、使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったときは、統括資産管理責任者（機構本部財務部管理室長）に売却又は除却の検討を依頼しなければならないこととされており、統括資産管理責任者は資産管理責任者から依頼を受けたときは、当該固定資産の状況を確認し、処分の必要性の検討を行った上で、資産管理責任者へ検討結果の通知を行うこととされている。

(4) 不要となった土地及び建物の国庫納付に係る制度

現在の機構法では、機構において、機構の保有する政府出資財産の土地及び建物が不要となった場合に、当該土地及び建物を国庫に納付（土地及び建物を売却して得た資金の納付を含む。以下同じ。）することができるような制度とはなっていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構が保有する土地、建物等の資産の多くは政府出資財産であり、機構は、これらの資産について、有効に活用する必要がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、機構の保有する政府出資財産のうち宿舍、事務所等の土地及び建物（以下「土地及び建物」という。）について保有の必要性は適時適切に見直されているか、機構において不要となった土地及び建物を国庫に納付することができるような制度となっていないことにより不合理な事態が生じていないかなどに着眼して、機構が承継した土地及び建物を対象として検査した。

検査に当たっては、機構本部及び9ブロック本部において、宿舍、事務所等の使用状況等に関して徴した調書を確認したり、宿舍、事務所等の現況を配置図等の関係書類により確認したりするとともに、厚生労働省において、土地及び建物の国庫納付に係る制度の現状について確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 機構における土地及び建物の使用状況等について

ア 長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けている事態

機構が保有している宿舎は、昭和36年度から平成15年度までの間に国において順次設置され、機構設立時に承継されて26年度末現在、207棟（設置戸数計2,473戸）となっており、その内訳は、独身寮宿舎が10棟（同365戸）、単身用宿舎が40棟（同475戸）、世帯用宿舎が157棟（同1,633戸）となっている。なお、機構設立後に宿舎の用途を廃止し、処分を行ったことはない。

そして、表1のとおり、各年度末における入居率は60%台で推移していた。

表1 各年度末における入居率

区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
各年度末の設置戸数（A）	2,473	2,473	2,473	2,473	2,473
各年度末の入居戸数（B）	1,536	1,670	1,685	1,628	1,638
入居率（%）（B/A）	62.1	67.5	68.1	65.8	66.2

機構の職員は、全国に所在する事業所間において広域異動する場合があるため、宿舎への入居の要件を満たす者が常に多数存在する一方、人事異動に伴う退居で一時的に入居戸数が設置戸数を大きく下回る宿舎もあることから、こうした事情も考慮して、入居者がいない状態が継続している宿舎がないかなどについて検査した。

(ア) 長期間入居者のいない宿舎を保有し続けている事態

26年度末現在、入居者のいない宿舎は、13棟（設置戸数計248戸）となっており、そのうち、24年度から26年度までの間、継続的に入居者がいない状態となっていた宿舎は7棟（設置戸数計170戸、土地帳簿価額計704,628,595円、建物帳簿価額計86,033,500円）で、その状況は表2のとおりとなっていた。

表2 平成24年度から26年度までの間、継続的に入居者のいない宿舎
(単位：円)

宿舎名	所在都 道県名	宿舎 形態	設置 戸数	帳簿価額(平成26年度末)	
				土地	建物
桜	北海道	世帯用	9	15,100,000	26,763,000
1区			4	33,800,000	7,900,000
1区第2			2		3,950,000
幕張寮	千葉県	独身寮	42	388,461,859	0
東久留米寮	東京都	独身寮	105	227,666,736	33,200,500
西原	沖縄県	世帯用	4	39,600,000	7,110,000
西原第2			4		7,110,000
計			170	704,628,595	86,033,500

注(1) 桜、1区、1区第2の各棟は、機構が承継した当初から入居者がいない。
注(2) 幕張寮と東久留米寮は同一敷地内に世帯用宿舎があるため、土地帳簿
価額については、宿舎全体の帳簿価額を独身寮宿舎と世帯用宿舎の敷地
面積の割合で案分して算出している。

<事例>

桜宿舎は、昭和61年12月に、社会保険庁(当時)の世帯用宿舎として北海道小樽
市内に設置された。しかし、機構が国から承継した当初から入居者がおらず、平成
22年9月以降、防犯のために入口を木板で閉鎖するなどしていた。このような状態
にもかかわらず、機構は、桜宿舎の処分を検討することなく保有し続けている。

(イ) 他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けている事態

宿舎の集約化に当たっては、立地や近隣の宿舎の入居状況、単身用の居室に世
帯では入居できないことによる制約及び一時的に入居希望者が増える場合がある
ことを考慮し個別に検討する必要がある。このような状況を踏まえて検査したと
ころ、次のとおり、機構が国から承継した当初から集約化が可能な状態が続いて
いる事態が見受けられた。

鷺山宿舎(設置戸数2戸、土地帳簿価額17,100,000円、建物帳簿価額6,614,000
円)は、2年3月に、社会保険庁(当時)の世帯用宿舎として岐阜県岐阜市内に設

置された。しかし、鷺山宿舎の近隣には、全戸が世帯用の学園町宿舎（設置戸数9戸）があり、通勤可能な事業所までの所要時間は鷺山宿舎と同様で、さらに、学園町宿舎には、機構設立以降、空室が継続的に3戸はある状態であった。このように、学園町宿舎の空室の数が常に鷺山宿舎の設置戸数を上回ることから、鷺山宿舎は、廃止して学園町宿舎に集約することが可能であると認められる。

イ 処分方針等が決まらない事務所等を保有し続けている事態

京都事務センターは24年8月に、阿波半田年金事務所は25年12月にそれぞれ事務所を移転しており、旧京都事務センター（土地帳簿価額415,000,000円、建物帳簿価額0円）及び旧阿波半田年金事務所（土地帳簿価額25,200,000円、建物帳簿価額18,290,750円）については、それぞれ実質的に設置当初の使用目的である事務所としての使用を終了していた。

しかし、機構は、両資産について、事務所の移転以降、保有の必要性を見直すことなく、26年度末現在においても処分方針を決めておらず、暫定的に倉庫として保有し続ける見込みとしている。

また、兵庫事務センター熊内倉庫（旧兵庫社会保険事務局熊内庁舎。土地帳簿価額172,000,000円、建物帳簿価額0円）は昭和37年に、群馬倉庫（旧渋川社会保険事務所。土地帳簿価額43,000,000円、建物帳簿価額0円）は44年にそれぞれ事務所として設置されたが、社会保険庁時代に事務所を移転したことに伴い、いずれも倉庫として使用されていた。そして、機構は、機構設立後においても両資産を引き続き倉庫として使用しているとしている。

そして、機構は、両資産について、平成24年度に実施した耐震診断の結果、耐震性が確保されていないことが判明したが、建物が老朽化しており、修繕には多額の費用を要することから、将来的には取り壊すとしている。

しかし、機構は、26年度末現在において、両資産について具体的な処分計画を策定していない。

(2) 土地及び建物を売却して得た資金の国庫への納付について

機構は、明石年金事務所の土地の一部（敷地面積91.28㎡）及び一関年金事務所の土地の一部（同15.19㎡）を、地方公共団体又は国の求めに応じて、25年6月及び26年1月にそれぞれ売却しており、売却して得た資金は明石年金事務所分13,053,040円、一関年金事務所分641,018円、計13,694,058円となっていたが、この資金について、

前記のとおり国庫に納付することができる制度がないため、機構内部に留保されたままとなっている。また、今後、土地及び建物を売却する場合、当該売却により得る資金も同様に機構内部に留保されることになる。

(改善を必要とする事態)

機構において、長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けている事態、処分方針等が決まらない事務所等を保有し続けている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

また、厚生労働省において、機構の土地及び建物が不要となった場合に、これを国庫に納付することができるような制度を整備しておらず、土地の一部を売却して得た資金が機構内部に留保されたままとなっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

ア 機構において、土地及び建物については廃止や売却を想定しておらず、財産の維持を目的とした管理をしていることから、土地及び建物の保有の必要性を見直し、保有の必要性がなくなった土地及び建物を把握して、処分することの検討が十分でないこと

イ 厚生労働省において、機構が保有する土地及び建物の必要性を見直すよう指導することについての認識が欠けており、また、機構の保有する土地及び建物が不要となる場合に国庫に納付させることができるような制度の整備を検討していないこと

3 本院が表示する意見

特殊法人化に伴って機構が国から承継した土地及び建物のうち不要となった固定資産については速やかに国庫に納付する必要がある。そして、保有し続ける土地及び建物の中に、長期間にわたり使用されていない土地及び建物がある状況は、早急に解消する必要がある。

については、厚生労働省及び機構において、機構の保有する土地及び建物について、保有の必要性を見直し、保有する合理的理由が認められない土地及び建物については、速やかに国庫に納付するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 機構において、前記の長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎及び処分方針等が決まらない事務所等について、処分等を検討すること。そして、検討

の結果、保有する合理的理由が認められないと判断した土地及び建物については、国庫に納付することができるような制度が整備され次第、土地及び建物を売却して機構内部に留保されている資金と合わせて確実に国庫への納付を行えるよう備えること。
また、個々の土地及び建物について保有の必要性を見直すよう、資産管理責任者に周知徹底を図ること

イ 厚生労働省において、アにより上記の宿舍、事務所等を含めた個々の土地及び建物の保有の必要性を見直した結果、機構が保有する合理的理由が認められない資産については、これを国庫に納付させるよう適切な制度を整備すること

The first part of the report deals with the general situation of the country and the position of the various groups. It is followed by a detailed account of the work done during the year. The report concludes with a summary of the results and a list of the members of the committee.

会計検査院は、10月20日、日本年金機構に対し、会計検査院法第36条の規定により、意見を表示しました。

その内容は、以下のとおりです。

日本年金機構が保有する固定資産のうち国から出資された土地及び建物について、保有の必要性を見直すとともに、不要な資産を国庫に納付させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの

【意見を表示したものの要旨】

部 局 等	厚生労働本省、日本年金機構	
検 査 の 対 象	厚生労働本省、日本年金機構	
設 置 根 拠 法	日本年金機構法（平成19年法律第109号）	
日本年金機構が 国から承継した 土地及び建物の 価額（平成22年 1月1日現在）	土地	658億2025万円
	建物	345億4201万余円
	計	1003億6226万余円
日本年金機構が 保有している土 地及び建物の帳 簿価額（平成26 年度末現在）	土地	658億1718万余円
	建物	376億5960万余円
	計	1034億7679万余円
平成24年度から 26年度までに継	土地	7億2172万円

続的に入居者の いないなどの宿 舎の土地及び建 物に係る帳簿価 額（26年度末現 在）（1）	建物	9264万円
	計	8億1436万円

処分方針等が決 まらない事務所 等の土地及び建 物に係る帳簿価 額（平成26年度 末現在）（2）	土地	6億5520万円
	建物	1829万円
	計	6億7349万円

日本年金機構内 部に留保されて いる国から承継 した土地の一部 を売却して得た 資金（平成26年 度末現在）（3）	現金及び預金	1369万円
---	--------	--------

(1)から(3)まで の計		15億0154万円
------------------	--	-----------

【意見を表示したものの全文】

日本年金機構が保有している固定資産の状況について

(平成27年10月20日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 日本年金機構の概要

厚生労働省は、厚生年金保険事業、国民年金事業等の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託している。

機構は、平成22年1月に、社会保険庁の廃止に伴い、日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、同大臣と密接な連携を図りながら、当該委任され、又は委託された事務を行うことにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営等を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする特殊法人として設立された。そして、機構は、上記の事業に関する業務を行うために、本部のほか、全国9ブロック本部、312年金事務所等を設置している。

(2) 機構が保有している固定資産

機構は設立の際、年金特別会計で保有していた固定資産計1031億1159万余円を承継しており、その資産は国から出資されたものとされている（以下、この資産を「政府出資財産」という。）。このうち、土地は計658億2025万円、建物は計345億4201万余円となっていた。また、機構は設立後資産を取得するなどしており、26年度末では、土地帳簿価額が計658億1718万余円、建物帳簿価額が計376億5960万余円となっていて、そのほとんどが政府出資財産である。

そして、機構法によれば、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされており、日本年金機構の財務及び会計に関する省令（平成21年厚生労働省令第166号）において、この重要な財産は、土地及び建物とされている。

(3) 固定資産の管理

日本年金機構会計規程（平成22年規程第50号）によれば、資産管理責任者（各ブロック本部管理部長等）は、固定資産等の使用、保管状況を常に把握し、その取得、維持保全、処分等について、日本年金機構固定資産等管理細則（平成22年細則第23号。以下「細則」という。）で定めるところにより、適正に管理しなければならないこととされている。

細則によれば、資産管理責任者は管理する固定資産について、使用する必要がなくなったとき又は使用できなくなったときは、統括資産管理責任者（機構本部財務部管理室長）に売却又は除却の検討を依頼しなければならないこととされており、統括資産管理責任者は資産管理責任者から依頼を受けたときは、当該固定資産の状況を確認し、処分の必要性の検討を行った上で、資産管理責任者へ検討結果の通知を行うこととされている。

(4) 不要となった土地及び建物の国庫納付に係る制度

現在の機構法では、機構において、機構の保有する政府出資財産の土地及び建物が不要となった場合に、当該土地及び建物を国庫に納付（土地及び建物を売却して得た資金の納付を含む。以下同じ。）することができるような制度とはなっていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構が保有する土地、建物等の資産の多くは政府出資財産であり、機構は、これらの資産について、有効に活用する必要がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、機構の保有する政府出資財産のうち宿舎、事務所等の土地及び建物（以下「土地及び建物」という。）について保有の必要性は適時適切に見直されているか、機構において不要となった土地及び建物を国庫に納付することができるような制度となっていないことにより不合理な事態が生じていないかなどに着眼して、機構が承継した土地及び建物を対象として検査した。

検査に当たっては、機構本部及び9ブロック本部において、宿舎、事務所等の使用状況等に関して徴した調書を確認したり、宿舎、事務所等の現況を配置図等の関係書類により確認したりするとともに、厚生労働省において、土地及び建物の国庫納付に係る制度の現状について確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 機構における土地及び建物の使用状況等について

ア 長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けている事態

機構が保有している宿舎は、昭和36年度から平成15年度までの間に国において順次設置され、機構設立時に承継されて26年度末現在、207棟（設置戸数計2,473戸）となっており、その内訳は、独身寮宿舎が10棟（同365戸）、単身用宿舎が40棟（同475戸）、世帯用宿舎が157棟（同1,633戸）となっている。なお、機構設立後に宿舎の用途を廃止し、処分を行ったことはない。

そして、表1のとおり、各年度末における入居率は60%台で推移していた。

表1 各年度末における入居率

区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
各年度末の設置戸数（A）	2,473	2,473	2,473	2,473	2,473
各年度末の入居戸数（B）	1,536	1,670	1,685	1,628	1,638
入居率（%）（B/A）	62.1	67.5	68.1	65.8	66.2

機構の職員は、全国に所在する事業所間において広域異動する場合があるため、宿舎への入居の要件を満たす者が常に多数存在する一方、人事異動に伴う退居で一時的に入居戸数が設置戸数を大きく下回る宿舎もあることから、こうした事情も考慮して、入居者がいない状態が継続している宿舎がないかなどについて検査した。

(ア) 長期間入居者のいない宿舎を保有し続けている事態

26年度末現在、入居者のいない宿舎は、13棟（設置戸数計248戸）となっており、そのうち、24年度から26年度までの間、継続的に入居者がいない状態となっていた宿舎は7棟（設置戸数計170戸、土地帳簿価額計704,628,595円、建物帳簿価額計86,033,500円）で、その状況は表2のとおりとなっていた。

表2 平成24年度から26年度までの間、継続的に入居者のいない宿舎
(単位：円)

宿舎名	所在都 道県名	宿舎 形態	設置 戸数	帳簿価額(平成26年度末)	
				土地	建物
桜	北海道	世帯用	9	15,100,000	26,763,000
1区			4	33,800,000	7,900,000
1区第2			2		3,950,000
幕張寮	千葉県	独身寮	42	388,461,859	0
東久留米寮	東京都	独身寮	105	227,666,736	33,200,500
西原	沖縄県	世帯用	4	39,600,000	7,110,000
西原第2			4		7,110,000
計			170	704,628,595	86,033,500

注(1) 桜、1区、1区第2の各棟は、機構が承継した当初から入居者がいない。
注(2) 幕張寮と東久留米寮は同一敷地内に世帯用宿舎があるため、土地帳簿
価額については、宿舎全体の帳簿価額を独身寮宿舎と世帯用宿舎の敷地
面積の割合で案分して算出している。

<事例>

桜宿舎は、昭和61年12月に、社会保険庁(当時)の世帯用宿舎として北海道小樽
市内に設置された。しかし、機構が国から承継した当初から入居者がおらず、平成
22年9月以降、防犯のために入口を木板で閉鎖するなどしていた。このような状態
にもかかわらず、機構は、桜宿舎の処分を検討することなく保有し続けている。

(イ) 他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けている事態

宿舎の集約化に当たっては、立地や近隣の宿舎の入居状況、単身用の居室に世
帯では入居できないことによる制約及び一時的に入居希望者が増える場合がある
ことを考慮し個別に検討する必要がある。このような状況を踏まえて検査したと
ころ、次のとおり、機構が国から承継した当初から集約化が可能な状態が続いて
いる事態が見受けられた。

鷲山宿舎(設置戸数2戸、土地帳簿価額17,100,000円、建物帳簿価額6,614,000
円)は、2年3月に、社会保険庁(当時)の世帯用宿舎として岐阜県岐阜市内に設

置された。しかし、鷺山宿舎の近隣には、全戸が世帯用の学園町宿舎（設置戸数9戸）があり、通勤可能な事業所までの所要時間は鷺山宿舎と同様で、さらに、学園町宿舎には、機構設立以降、空室が継続的に3戸はある状態であった。このように、学園町宿舎の空室の数が常に鷺山宿舎の設置戸数を上回ることから、鷺山宿舎は、廃止して学園町宿舎に集約することが可能であると認められる。

イ 処分方針等が決まらない事務所等を保有し続けている事態

京都事務センターは24年8月に、阿波半田年金事務所は25年12月にそれぞれ事務所を移転しており、旧京都事務センター（土地帳簿価額415,000,000円、建物帳簿価額0円）及び旧阿波半田年金事務所（土地帳簿価額25,200,000円、建物帳簿価額18,290,750円）については、それぞれ実質的に設置当初の使用目的である事務所としての使用を終了していた。

しかし、機構は、両資産について、事務所の移転以降、保有の必要性を見直すことなく、26年度末現在においても処分方針を決めておらず、暫定的に倉庫として保有し続ける見込みとしている。

また、兵庫事務センター熊内倉庫（旧兵庫社会保険事務局熊内庁舎。土地帳簿価額172,000,000円、建物帳簿価額0円）は昭和37年に、群馬倉庫（旧渋川社会保険事務所。土地帳簿価額43,000,000円、建物帳簿価額0円）は44年にそれぞれ事務所として設置されたが、社会保険庁時代に事務所を移転したことに伴い、いずれも倉庫として使用されていた。そして、機構は、機構設立後においても両資産を引き続き倉庫として使用しているとしている。

そして、機構は、両資産について、平成24年度に実施した耐震診断の結果、耐震性が確保されていないことが判明したが、建物が老朽化しており、修繕には多額の費用を要することから、将来的には取り壊すとしている。

しかし、機構は、26年度末現在において、両資産について具体的な処分計画を策定していない。

(2) 土地及び建物を売却して得た資金の国庫への納付について

機構は、明石年金事務所の土地の一部（敷地面積91.28㎡）及び一関年金事務所の土地の一部（同15.19㎡）を、地方公共団体又は国の求めに応じて、25年6月及び26年1月にそれぞれ売却しており、売却して得た資金は明石年金事務所分13,053,040円、一関年金事務所分641,018円、計13,694,058円となっていたが、この資金について、

前記のとおり国庫に納付することができる制度がないため、機構内部に留保されたままとなっている。また、今後、土地及び建物を売却する場合、当該売却により得る資金も同様に機構内部に留保されることになる。

(改善を必要とする事態)

機構において、長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けている事態、処分方針等が決まらない事務所等を保有し続けている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

また、厚生労働省において、機構の土地及び建物が不要となった場合に、これを国庫に納付することができるような制度を整備しておらず、土地の一部を売却して得た資金が機構内部に留保されたままとなっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

ア 機構において、土地及び建物については廃止や売却を想定しておらず、財産の維持を目的とした管理をしていることから、土地及び建物の保有の必要性を見直し、保有の必要性がなくなった土地及び建物を把握して、処分することの検討が十分でないこと

イ 厚生労働省において、機構が保有する土地及び建物の必要性を見直すよう指導することについての認識が欠けており、また、機構の保有する土地及び建物が不要となる場合に国庫に納付させることができるような制度の整備を検討していないこと

3 本院が表示する意見

特殊法人化に伴って機構が国から承継した土地及び建物のうち不要となった固定資産については速やかに国庫に納付する必要がある。そして、保有し続ける土地及び建物の中に、長期間にわたり使用されていない土地及び建物がある状況は、早急に解消する必要がある。

については、厚生労働省及び機構において、機構の保有する土地及び建物について、保有の必要性を見直し、保有する合理的理由が認められない土地及び建物については、速やかに国庫に納付するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 機構において、前記の長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎及び処分方針等が決まらない事務所等について、処分等を検討すること。そして、検討

の結果、保有する合理的理由が認められないと判断した土地及び建物については、国庫に納付することができるような制度が整備され次第、土地及び建物を売却して機構内部に留保されている資金と合わせて確実に国庫への納付を行えるよう備えること。
また、個々の土地及び建物について保有の必要性を見直すよう、資産管理責任者に周知徹底を図ること

イ 厚生労働省において、アにより上記の宿舍、事務所等を含めた個々の土地及び建物の保有の必要性を見直した結果、機構が保有する合理的理由が認められない資産については、これを国庫に納付させるよう適切な制度を整備すること

ご質問事項（2～4）について

平成27年10月28日
厚生労働省
日本年金機構

- 独立行政法人については、平成22年の独立行政法人通則法改正によって不要財産の国庫納付規定が設けられたが、日本年金機構については、平成22年1月に発足し、政府から機構の事業運営に必要な国有財産が出資されていることから、不要財産の国庫納付規定を設ける法改正は行われていない。
- 建物の老朽化等、機構の財産の状況も変化する中で、今般の会計検査院の指摘を踏まえ、機構と厚生労働省の連携のもと、次のような対応を行っているところ。
- ・ 日本年金機構においては、保有する宿舍等について、ニーズ調査等、保有の必要性について検討を行い、存続・活用するもの、廃止・処分を行うものの選定作業など、保有財産の見直しを行っている。
 - ・ 厚生労働省においては、機構の保有財産の国庫納付に係る制度的な対応について、関係省庁とも相談を行いながら、検討中。

<参考>

■ 会計検査院の指摘

- ・ 日本年金機構が保有する土地及び建物について保有の必要性を見直すこと。
- ・ 保有する合理的理由が認められない土地及び建物については、国庫に納付させるよう適切な制度を整備すること

■ 宿舍 207 宿舍、2,473 戸（平均入居率 66%）

うち、3年以上入居者のいない宿舍：7 棟（計 170 戸）

（独身宿舍：2 棟（計 147 戸）[昭和44年、昭和45年、昭和46年、昭和47年、昭和48年、昭和49年、昭和50年、昭和51年、昭和52年、昭和53年、昭和54年、昭和55年、昭和56年、昭和57年、昭和58年、昭和59年、昭和60年、昭和61年、昭和62年]）

※ 職員宿舍等の内部管理に関する経費は国庫負担が原則。ただし、平成9年の「財政構造改革の推進に関する特別措置法」に基づき、平成10年度から15年度までの間の臨時措置として保険料財源が充てられた。

■ 日本年金機構職員数 約2万人 うち 広域異動者 約3,000人

「未適用事業所に対する適用促進の実施状況等」について

平成27年10月28日
厚生労働省年金局
日本年金機構

1. 会計検査院による改善の処置の要求等

- ① 加入指導に不足している情報を把握し、法務省から提供される法人登記簿情報に追加することを検討すること。法人登記簿情報を活用し、効率的に加入指導を行うための方策を検討し、取扱基準の改正等を行うこと
- ② 加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を十分検討すること
- ③ 外部委託を活用した適用促進業務を効率的に行うために、委託契約の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合、訪問勧奨の際に電話番号を聴取することを明記すること
- ④ 事務処理手順を改正するなどの的確に立入検査の手続をとる方法について検討し、その方法を定め、年金事務所に周知徹底すること
- ⑤ 加入勧奨に係る委託契約の電話勧奨経費について、電話勧奨の実績に応じて支払うことができるよう、契約書等において委託費の減額規定を定めるなどすること

2. 厚生労働省・日本年金機構における検討状況

- ① 日本年金機構において、不足している情報の追加提供等に係るシステム開発費用等を検討し、厚生労働省において、追加情報の活用に係る費用対効果等を踏まえて、情報提供元の法務省と協議することを検討（日本年金機構において、適用事業所の対象外の確認は、法務局から謄本の取得を不要とするよう取扱の見直しを実施済み（10月5日）。）

「健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進
の実施状況等について」

(厚生労働省・日本年金機構)

平成27年10月

会計検査院

平成27年10月26日
会 計 検 査 院

会計検査院は、10月26日、厚生労働省に対し、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求し及び意見を表示しました。

その内容は、以下のとおりです。

日本年金機構が行う適用促進業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報がある場合に、関係機関にその提供を働きかけたり、的確な立入検査の手続をとるために必要な指導監督を行うなどして、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示したもの

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの要旨】

部 局 等	厚生労働本省、日本年金機構本部
適用促進業務の概要	日本年金機構が健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して行う適用の促進の業務
科 目	業務経費
適用促進業務のために取得した膳本数	110,877通（平成26年度）
適用促進業務において行われた立入検査予告数	2,012件（平成25、26両年度）
適用関係業務に要した経費	301億円（背景金額）（平成25、26両年度）

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について

(平成27年10月26日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 適用促進業務に係る事務の概要

(1) 適用促進業務の概要

貴省は、健康保険及び厚生年金保険（以下、両保険を合わせて「厚年保険等」という。）の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に委任し、又は委託して、機構は、貴省の監督の下に、当該事務を実施している。そして、機構は、厚年保険等の事業に関する事務を行うために、本部のほか、全国9ブロック本部、312年金事務所等を設置している。また、厚年保険等が強制的に適用される事業所は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定められている事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの、常時従業員を使用する法人の事業所等となっている。

貴省は、平成21年度に日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）第33条第1項の規定に基づいて定めた機構が達成すべき業務運営に関する目標である第1期中期目標（22年1月から26年3月まで）において、厚年保険等を適用すべき事業所であるにもかかわらず、その適用を受けていない事業所（以下「未適用事業所」という。）を把握した上で、厚年保険等の適用を促進することとしている。そして、機構は、上記の中期目標を達成するために機構法第34条第1項の規定に基づいて定めた第1期中期計画（22年1月から26年3月まで）において、厚年保険等の適用を促進するための取組として、厚年保険等への加入指導から未適用事業所に対する立入検査等に至る実施手順及び判断基準を定めることとしていたことから、機構本部は、23、25両年度に業務処理マニュアル（平成22年要領第4号）を改正して（以下、改正後の業務処理マニュアルを「事務処理手順」という。）、その中で上記の実施手順等を定めている。そして、各年金事務所は、事務処理手順に基づいて、未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進する業務（以下「適用促進業務」という。）を行っている。

(2) 適用促進業務の流れ

機構が22年1月の設立以降取り組んでいる適用促進業務の流れは、次のとおりとなっている。

ア 適用促進業務の対象となる事業所の選定

機構本部は、厚年保険等の適用の可能性がある事業所（以下「適用調査対象事業所」という。）を選定するために、24年10月以降、法務省から新規に設立された法人の情報及び異動又は閉鎖された法人の情報（以下、これらの情報を「法人登記簿情報」という。）の提供を毎月受けるとともに、貴省労働基準局から年に1回雇用保険の適用事業所に係る情報（以下「雇用保険情報」という。）の提供を受けている。そして、25年度までは、機構が管理する厚年保険等に加入している事業所の情報と、法人登記簿情報及び雇用保険情報をそれぞれ突合することにより適用調査対象事業所を選定していたが、26年度からは、年金事務所等が行う適用促進業務等に係る事務処理の効率化を図ることを目的とした「厚生年金保険適用業務支援システム」（以下「支援システム」という。）が本格運用されたことから、支援システムを活用して、上記三つの情報を一体的に突合することにより、情報の重複を省いて適用調査対象事業所を選定するなどしている。

イ 外部委託による加入勧奨

機構は、機構法附則第3条により定められた「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月閣議決定）において、外部委託を推進するに当たっては効率化の推進等という視点に立って最も望ましい業務の在り方を検討するとの基本的な考え方の下に、厚年保険等の加入勧奨業務等について外部委託を行うこととなっている。これを受けて、機構は25年度に、委託期間を同年10月から26年6月までとする「厚生年金保険等未適用事業所への加入勧奨業務 北海道地区」等7契約を4会社と締結して、外部委託による加入勧奨を行っている。そして、上記の外部委託に当たっては、機構本部が契約に係る事務を行うとともに、雇用保険の被保険者数が50人未満の事業所に係る雇用保険情報及び法人登記簿情報と厚年保険等に加入している事業所の情報とをそれぞれ突合するなどして不一致となった事業所に係る一覧表を各年金事務所に送付し、各年金事務所は、機構本部から受領した当該一覧表を基に外部委託による加入勧奨の対象となる適用調査対象事業所のリスト（以下「リスト」という。）を作成して機構本部に送付している。その後、機構本部はブロック本部を經由して受託

事業者にリストを交付し、受託事業者は、リストに記載されている事業所へリーフレット等の印刷物の送付を行い、さらに、電話番号が判明している事業所に対して電話により厚年保険等の制度の説明等を行う（以下、電話による加入勧奨を「電話勧奨」という。）とともに、電話番号が不明の事業所については電話番号案内等により電話番号を調査した上で電話勧奨を行っている。そして、電話勧奨の終了後、事業所を訪問して、事業主等と面談し、厚年保険等の制度の説明、事業所の現況確認、未適用事業所である場合は厚年保険等への加入義務の説明等を行い、自主的な厚年保険等の加入に結び付けることとなっている。

また、受託事業者は、これらの加入勧奨業務を終了した事業所ごとに勧奨結果報告書を作成して、毎月2回ブロック本部に納品している。ブロック本部は、勧奨結果報告書の記載内容に不備がないかなどについて確認を行った上で、年金事務所に送付している。

ウ 年金事務所による加入指導等

年金事務所は、雇用保険の被保険者数が50人以上の適用調査対象事業所等及び受託事業者が加入勧奨を行った適用調査対象事業所に対して、文書、電話、来所要請、訪問等の手段で、厚年保険等の制度等について十分説明を行い、事業主の自主的な加入を促すための加入指導を行うこととなっている。この際、年金事務所は、支援システム等に登録されている適用調査対象事業所に係る情報や受託事業者の勧奨結果報告書では把握できない事業所の実態を把握するなどのために、必要に応じて法務局等から商業・法人登記簿謄本（以下「謄本」という。）を取得している。

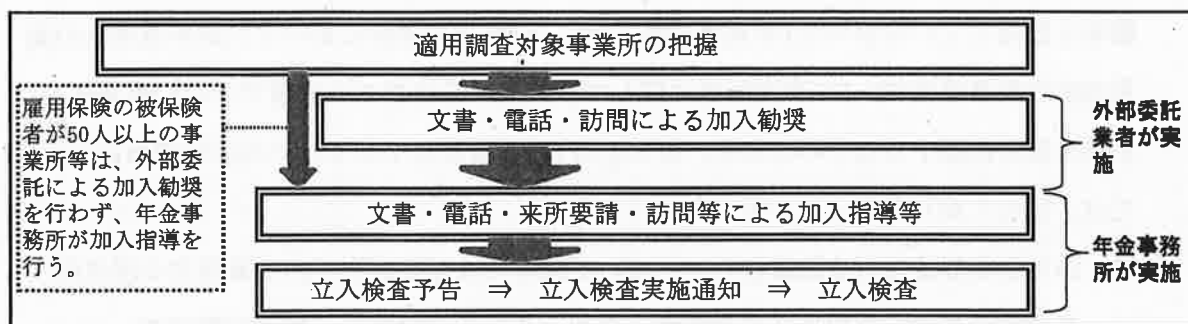
また、機構本部が発出した「適用促進業務における適用対象外事業所の取扱基準（指示・依頼）」（平成24年厚年指2012-289。以下「取扱基準」という。）に基づき、年金事務所は、謄本の取得により、既に事業実態のないことが確認できた適用調査対象事業所を加入指導の対象から除外したり、移転したことが確認できた適用調査対象事業所について移転先所在地を管轄する年金事務所に加入指導業務を引き継いだりしている。

そして、事務処理手順に基づき、訪問による加入指導が3回以上行われたこと、立入検査予告が行われたこと、加入指導を継続したとしても厚年保険等の加入の届出が行われる見込みがないことなどの一定の条件を満たした未適用事業所に対して、年金事務所は、立入検査実施日等を通知する立入検査実施通知を送付し、その実施日まで

に自主的な厚年保険等の加入がなされない場合には、厚年保険等の事業の適正な運営のために、健康保険法等に基づく立入検査を行い、強制的に加入手続を行うこととなっている。

アからウまでの適用促進業務の流れを図で示すと、次のとおりとなる。

図 適用促進業務の流れの概念図



2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進し、適正な負担を求めていくことが、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を維持するとともに、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権を確保する上で重要なものとなっている。

そして、機構は、24年度以降、23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を3年間で半減させることを目標として設定するなど、適用促進業務に積極的に取り組むこととしている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、年金事務所による加入指導は効率的に行われているか、立入検査等が的確に行われているかなどに着眼して、機構が25、26両年度に適用関係業務に要した経費301億余円を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省並びに機構本部、9ブロック本部及び26都府県下の142年金事務所において、適用促進業務の実施状況等について、担当者から説明を徴するなどして会計実地検査を行うとともに、上記26都府県下の187年金事務所全てから調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 支援システムに収録された法人登記簿情報に不足が生じていたり、支援システムの活用が十分でなかったりして、法人に係る情報の取得が効率的に行われていない事

態

前記のとおり、26年度から支援システムが本格運用され、支援システムには法人登記簿情報が収録されていることから、支援システムを通じて入手した法人登記簿情報を活用することにより、謄本を取得することなく事業所の情報の把握が一定程度可能になると思料される。そこで、26年度に加入指導を行うために取得した謄本数をみたところ、謄本を取得していなかった1年金事務所を除く186年金事務所において、26年度当初の適用調査対象事業所269,576事業所等に関して法人登記簿情報では把握できない事業所の事業実態を把握するなどのために、計110,877通を取得しており、その取得理由については、次のとおりとなっていた。

- ア 法人登記簿情報には記載されていないが謄本には記載されている事業主の現住所、事業主以外の役員の氏名等の情報（以下、これらの情報を「謄本記載情報」という。）が不足しているなどのために取得したもの 87,216通
- イ 取扱基準に基づき、事業実態のない適用調査対象事業所を加入指導の対象から除外するために取得したもの 18,026通
- ウ 取扱基準に基づき、他の年金事務所に加入指導業務を引き継ぐために取得したもの 5,635通

しかし、支援システムに収録された法人登記簿情報に謄本記載情報を追加すれば、アのように謄本を取得することなく、より効率的に加入指導を行うことができると認められる。

謄本記載情報を把握するために年金事務所が謄本を取得せざるを得なかった事例を示すと、次のとおりである。

<事例1>

浜田年金事務所は、A社に対して加入指導を行うに当たり、法人登記簿情報によるA社の所在地を訪問したところ、民家であり、その表札名も事業主と異なっており、看板等もなかったことから、事業の実態を確認できなかった。このため、同年金事務所は、謄本を取得してA社の事業主の現住所等を把握して加入指導を行わざるを得なかった。

また、支援システムに収録された法人登記簿情報には、事業所の解散、破産等の情報や移転の情報も含まれていて、これらの情報を各年金事務所で確認することが可能となっていることから、イ及びウのように謄本を取得する必要はないと認められる。

(2) 立入検査の手续が的確にとられていない事態

前記のとおり、年金事務所は、適用調査対象事業所として把握した事業所のうち、訪

問による加入指導が3回以上行われたことなどの一定の条件を満たした未適用事業所に対して立入検査実施通知を送付するなどする（以下、これらの手続を「立入検査の手続」という。）こととなっていることから、その状況をみたところ、次のとおりとなっていた（ア及びイには重複している事業所が含まれる。）。

ア 適用調査対象事業所として把握されてから相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態

前記のとおり、立入検査の手続をとる前には、訪問による加入指導が3回以上行われる必要があり、これが主要な条件であると考えられる。そして、前記の187年金事務所に係る適用調査対象事業所のうち、訪問等による事業主等との面談により加入指導が3回以上行われた事業所については、立入検査の手続の対象となる未適用事業所である可能性が高い事業所であると思料された。そこで、これらに係る立入検査の手続の状況をみたところ、26年度末時点で立入検査の手続がとられていない事業所は計4,263事業所あり、このうち適用調査対象事業所として把握されてから1年以上経過しているなど相当期間が経過しているものが計4,209事業所見受けられた。

事業主等との面談により加入指導が3回以上行われたにもかかわらず立入検査の手続がとられていない事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

出雲年金事務所は、平成23年度末までに適用調査対象事業所として把握していたB社の事業主と25年6月に面談し、1回目の加入指導を行った。その後、同年8月及び10月に、B社の社員である事業主の親族と面談して加入指導を行い、加入対象者がいることを確認したが、今後継続した加入指導が必要であるとして、26年2月及び6月にも面談を行い、加入指導を継続していて、26年度末時点においても、立入検査の手続をとっていなかった。

イ 立入検査予告が行われたにもかかわらず、立入検査の手続がとられていない事態

前記のとおり、立入検査の手続をとるための条件として、立入検査予告を行うこととなっている。そこで、25、26両年度における立入検査予告の実施状況をみたところ、表のとおり、159年金事務所において、2,012事業所に対して立入検査予告が行われていて、立入検査予告が行われても自主的な加入に至らなかった1,117事業所のうち、320事業所（28.6%）については27年4月末までに立入検査の手続がとられていたが、797事業所（71.3%）については同月末までに立入検査の手続がとられていなかった。

表 立入検査予告の実施状況等

年度	立入検査予告を行った年金事務所数	立入検査予告が行われた事業所数	立入検査予告が行われたことにより自主的な加入に至った事業所数		立入検査予告が行われたことにより、厚年保険等の適用対象外であることが判明した事業所数		立入検査予告が行われても自主的な加入に至らなかった事業所数		立入検査の手続がとられた事業所数		立入検査の手続がとられていない事業所数	
			数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
平成25	78	439	160	36.4%	15	3.4%	264 (100%)	60.1%	135	(51.1%)	129	(48.8%)
26	146	1,573	615	39.0%	105	6.6%	853 (100%)	54.2%	185	(21.6%)	668	(78.3%)
計	159	2,012	775	38.5%	120	5.9%	1,117 (100%)	55.5%	320	(28.6%)	797	(71.3%)

注(1) 立入検査の手続がとられていない事業所の中には、立入検査予告の実施後、立入検査の手続はとられていないものの、加入指導を継続した結果、平成27年4月末までに加入したものが含まれている。

注(2) 年金事務所数は年度間で重複している。

そして、上記797事業所の中には、立入検査予告の実施後3か月以上経過しているなど相当期間が経過するなどしている事業所が676事業所見受けられた。

しかし、アのように、適用調査対象事業所として把握されてから相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態や、イのように、立入検査予告の実施後相当期間を経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態は、未適用事業所を厚年保険等に適切に加入させ、事業主間の負担の公平を確保する点からは適切とは認められない。

(改善を必要とする事態)

適用促進業務において、支援システムに収録された法人登記簿情報に不足が生じていることにより、法人に係る情報の取得が効率的に行われていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。また、立入検査の手続が的確にとられていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことによると認められる。

ア 貴省及び機構において、法人登記簿情報だけでは加入指導に必要な情報が不足していることを把握していないこと

イ 機構において、年金事務所が的確に立入検査の手続をとることができるような取組を十分行っていないこと。そして、上記について、貴省において、立入検査の手続をとることについての機構に対する指導監督が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進し、適正な負担を求めていくことは、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を維持するとともに、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権を確保する上で重要なものとなっている。

そして、機構は、稼働実態がある適用調査対象事業所を効率的に把握し、適用促進業務を行うために、26年12月から、貴省を通じて国税庁から源泉徴収義務者情報の提供を受けており、27年度以降の3か年において当該情報を活用して優先的に年金事務所職員による加入指導等に取り組むこととしている。

については、貴省及び機構において、適用促進業務がよりの確かつ効率的に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 機構において加入指導を行うに当たり不足している謄本記載情報を把握し、当該情報を法人登記簿情報に追加することを検討し、追加する必要がある場合は、貴省において同情報の提供元である法務省にその提供を働きかけること（会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの）

イ 機構において事務処理手順を改正するなどの的確に立入検査の手段をとる方法について検討し、その方法を定めるとともに、これを年金事務所に周知徹底し、貴省において当該検討結果等を機構に報告させて、その報告内容に基づいて必要な指導監督を行うこと（同法第36条による意見を表示するもの）

会計検査院は、10月26日、日本年金機構に対し、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに同法第34条の規定により是正改善の処置を求めました。

その内容は、以下のとおりです。

健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して適用の促進を行う業務において、加入指導を行うに当たり不足している情報を把握して法人登記簿情報に追加することを検討したり、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討したり、的確に立入検査の手続をとる方法を検討したりすることなどにより、同業務がよりの確かつ効率的に行われるよう改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに加入勧奨に係る委託契約において業務の実績を踏まえて委託費の支払が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

【改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに是正改善の処置を求めたものの要旨】

部 局 等	厚生労働本省、日本年金機構本部
適用促進業務の概要	日本年金機構が健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対して行う適用の促進の業務
科 目	業務経費
適用促進業務のために取得した膳本数	110,877通（平成26年度）
訪問勧奨の際に電話番号を聴取していなかった事業所数	10,846事業所（平成25、26両年度）
適用促進業務において行われた	2,012件（平成25、26両年度）

立入検査予告数	
適用関係業務に 要した経費	301億円（背景金額）（平成25、26両年度）
契 約 名	厚生年金保険等未適用事業所への加入勧奨業務
契 約 の 概 要	日本年金機構が、未適用事業所を的確に把握して事業主等へ加入勧奨を行うために、対象事業所への勧奨文書の送付、電話及び訪問を行うもの
契約の相手方	4会社
契約件数及び支 払額	7件 3億0540万余円（平成25、26両年度）
節減できた電話 勧奨経費相当額	2547万円（平成25、26両年度）

【改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに是正改善の処置を求めたものの全文】

健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について

(平成27年10月26日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに同法第34条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 適用促進業務に係る事務の概要

(1) 適用促進業務の概要

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険（以下、両保険を合わせて「厚年保険等」という。）の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を貴機構に委任し、又は委託して、貴機構は、同省の監督の下に、当該事務を実施している。そして、貴機構は、厚年保険等の事業に関する事務を行うために、本部のほか、全国9ブロック本部、312年金事務所等を設置している。また、厚年保険等が強制的に適用される事業所は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定められている事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの、常時従業員を使用する法人の事業所等となっている。

厚生労働省は、平成21年度に日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「機構法」という。）第33条第1項の規定に基づいて定めた貴機構が達成すべき業務運営に関する目標である第1期中期目標（22年1月から26年3月まで）において、厚年保険等を適用すべき事業所であるにもかかわらず、その適用を受けていない事業所（以下「未適用事業所」という。）を把握した上で、厚年保険等の適用を促進することとしている。そして、貴機構は、上記の中期目標を達成するために機構法第34条第1項の規定に基づいて定めた第1期中期計画（22年1月から26年3月まで）において、厚年保険等の適用を促進するための取組として、厚年保険等への加入指導から未適用事業所に対する立入検査等に至る実施手順及び判断基準を定めることとしていたことから、貴機構本部は、23、25両年度に業務処理マニュアル（平成22年要領第4号）を改正して（以下、改正後の業務処理マニュアルを「事務処理手順」という。）、その中で上記の実実施手順等を定めている。そして、各年金事務所は、事務処理手順に基づいて、未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進する業務（以下「適用促進業務」という。）を行っている。

(2) 適用促進業務の流れ

貴機構が22年1月の設立以降取り組んでいる適用促進業務の流れは、次のとおりとなっている。

ア 適用促進業務の対象となる事業所の選定

貴機構本部は、厚年保険等の適用の可能性がある事業所（以下「適用調査対象事業所」という。）を選定するために、24年10月以降、法務省から新規に設立された法人の情報及び異動又は閉鎖された法人の情報（以下、これらの情報を「法人登記簿情報」という。）の提供を毎月受けるとともに、厚生労働省労働基準局から年に1回雇用保険の適用事業所に係る情報（以下「雇用保険情報」という。）の提供を受けている。そして、25年度までは、貴機構が管理する厚年保険等に加入している事業所の情報と、法人登記簿情報及び雇用保険情報をそれぞれ突合することにより適用調査対象事業所を選定していたが、26年度からは、年金事務所等が行う適用促進業務等に係る事務処理の効率化を図ることを目的とした「厚生年金保険適用業務支援システム」（以下「支援システム」という。）が本格運用されたことから、支援システムを活用して、上記三つの情報を一体的に突合することにより、情報の重複を省いて適用調査対象事業所を選定するなどしている。

イ 外部委託による加入勧奨

貴機構は、機構法附則第3条により定められた「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月閣議決定）において、外部委託を推進するに当たっては効率化の推進等という視点に立って最も望ましい業務の在り方を検討するとの基本的な考え方の下に、厚年保険等の加入勧奨業務等について外部委託を行うこととなっている。これを受けて、貴機構は25年度に、委託期間を同年10月から26年6月までとする「厚生年金保険等未適用事業所への加入勧奨業務 北海道地区」等7契約（以下「25年度加入勧奨契約」という。）を4会社と締結して、外部委託による加入勧奨を行っている。そして、上記の外部委託に当たっては、貴機構本部が契約に係る事務を行うとともに、雇用保険の被保険者数が50人未満の事業所に係る雇用保険情報及び法人登記簿情報と厚年保険等に加入している事業所の情報とをそれぞれ突合するなどして不一致となった事業所に係る一覧表を各年金事務所に送付し、各年金事務所は、貴機構本部から受領した当該一覧表を基に外部委託による加入勧奨の対象となる適用調査対象事業所のリスト（以下「リスト」という。）を作成して貴機構本部に送付してい

る。その後、貴機構本部はブロック本部を經由して受託事業者にリストを交付し、受託事業者は、リストに記載されている事業所へリーフレット等の印刷物の送付を行い、さらに、電話番号が判明している事業所に対して電話により厚年保険等の制度の説明等を行う（以下、電話による加入勧奨を「電話勧奨」という。）とともに、電話番号が不明の事業所については電話番号案内等により電話番号を調査した上で電話勧奨を行っている。そして、電話勧奨の終了後、事業所を訪問して、事業主等と面談し、厚年保険等の制度の説明、事業所の現況確認、未適用事業所である場合は厚年保険等への加入義務の説明等を行い（以下、訪問による加入勧奨を「訪問勧奨」という。）、自主的な厚年保険等の加入に結び付けることとなっている。

また、受託事業者は、これらの加入勧奨業務を終了した事業所ごとに勧奨結果報告書を作成して、毎月2回ブロック本部に納品している。ブロック本部は、勧奨結果報告書の記載内容に不備がないかなどについて確認を行った上で、年金事務所に送付している。

ウ 年金事務所による加入指導等

年金事務所は、雇用保険の被保険者数が50人以上の適用調査対象事業所等及び受託事業者が加入勧奨を行った適用調査対象事業所に対して、文書、電話、来所要請、訪問等の手段で、厚年保険等の制度等について十分説明を行い、事業主の自主的な加入を促すための加入指導を行うこととなっている。この際、年金事務所は、支援システム等に登録されている適用調査対象事業所に係る情報や受託事業者の勧奨結果報告書では把握できない事業所の実態を把握するなどのために、必要に応じて法務局等から商業・法人登記簿謄本（以下「謄本」という。）を取得している。

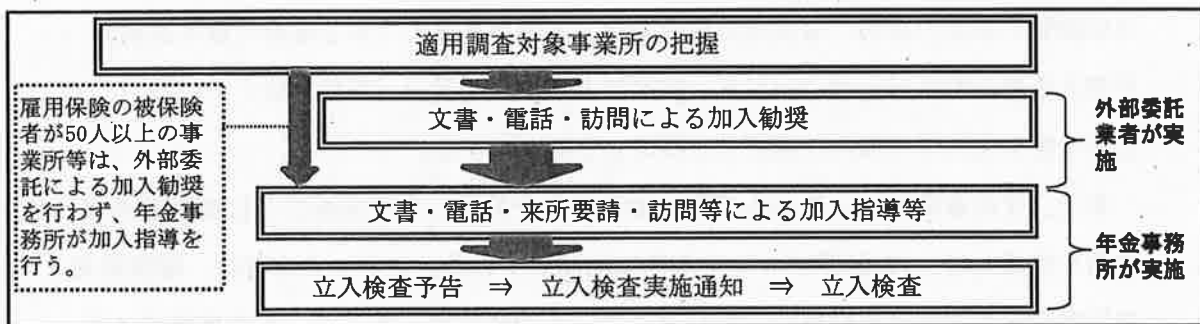
また、貴機構本部が発出した「適用促進業務における適用対象外事業所の取扱基準（指示・依頼）」（平成24年厚年指2012-289。以下「取扱基準」という。）に基づき、年金事務所は、謄本の取得により、既に事業実態のないことが確認できた適用調査対象事業所を加入指導の対象から除外したり、移転したことが確認できた適用調査対象事業所について移転先所在地を管轄する年金事務所に加入指導業務を引き継いだりしている。

そして、事務処理手順に基づき、訪問による加入指導が3回以上行われたこと、立入検査予告が行われたこと、加入指導を継続したとしても厚年保険等の加入の届出が行われる見込みがないことなどの一定の条件を満たした未適用事業所に対して、年金

事務所は、立入検査実施日等を通知する立入検査実施通知を送付し、その実施日まで自主的な厚年保険等の加入がなされない場合には、厚年保険等の事業の適正な運営のために、健康保険法等に基づく立入検査を行い、強制的に加入手続を行うこととなっている。

アからウまでの適用促進業務の流れを図で示すと、次のとおりとなる。

図 適用促進業務の流れの概念図



2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進し、適正な負担を求めていくことが、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を維持するとともに、被保険者等となるべき者に対する医療保障や年金受給権を確保する上で重要なものとなっている。

そして、貴機構は、24年度以降、23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を3年間で半減させることを目標として設定するなど、適用促進業務に積極的に取り組むこととしている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、年金事務所による加入指導や外部委託による加入勧奨は効率的に行われているか、立入検査等が的確に行われているか、加入勧奨に係る委託契約において委託費の支払は適切に行われているかなどに着眼して、貴機構が25、26両年度に適用関係業務に要した経費301億余円（25年度加入勧奨契約に係る委託費3億0540万余円を含む。）を対象として検査した。

検査に当たっては、厚生労働本省並びに貴機構本部、9ブロック本部及び26都府県下の142年金事務所において、適用促進業務の実施状況等について、担当者から説明を徴するなどして会計実地検査を行うとともに、上記26都府県下の187年金事務所全てから調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 年金事務所等が行う適用促進業務の実施状況

ア 支援システムに収録された法人登記簿情報に不足が生じていたり、支援システムの活用が十分でなかったりして、法人に係る情報の取得が効率的に行われていない事態

前記のとおり、26年度から支援システムが本格運用され、支援システムには法人登記簿情報が収録されていることから、支援システムを通じて入手した法人登記簿情報を活用することにより、謄本を取得することなく事業所の情報の把握が一定程度可能になると思料される。そこで、26年度に加入指導を行うために取得した謄本数をみたところ、謄本を取得していなかった1年金事務所を除く186年金事務所において、26年度当初の適用調査対象事業所269,576事業所等に関して法人登記簿情報では把握できない事業所の事業実態を把握するなどのために、計110,877通を取得しており、その取得理由については、次のとおりとなっていた。

(ア) 法人登記簿情報には記載されていないが謄本には記載されている事業主の現住所、事業主以外の役員の氏名等の情報（以下、これらの情報を「謄本記載情報」という。）が不足しているなどのために取得したもの 87,216通

(イ) 取扱基準に基づき、事業実態のない適用調査対象事業所を加入指導の対象から除外するために取得したもの 18,026通

(ウ) 取扱基準に基づき、他の年金事務所に加入指導業務を引き継ぐために取得したものの 5,635通

しかし、支援システムに収録された法人登記簿情報に謄本記載情報を追加すれば、

(ア)のように謄本を取得することなく、より効率的に加入指導を行うことができると認められる。

謄本記載情報を把握するために年金事務所が謄本を取得せざるを得なかった事例を示すと、次のとおりである。

<事例1>

浜田年金事務所は、A社に対して加入指導を行うに当たり、法人登記簿情報によるA社の所在地を訪問したところ、民家であり、その表札名も事業主と異なっていて、看板等もなかったことから、事業の実態を確認できなかった。このため、同年金事務所は、謄本を取得してA社の事業主の現住所等を把握して加入指導を行わざるを得なかった。

また、支援システムに収録された法人登記簿情報には、事業所の解散、破産等の情報や移転の情報も含まれていて、これらの情報を各年金事務所で確認することが可能となっていることから、(イ)及び(ウ)のように謄本を取得する必要はないと認められる。

イ 加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討していなかったり、外部委託による加入勧奨が効率的に行われていなかったりしている事態

前記のとおり、年金事務所は、外部委託による加入勧奨の終了後、加入指導を行っている。そこで、25年度加入勧奨契約についてみたところ、年金事務所におけるリストの作成、貴機構本部における仕様書等の作成等に時間を要することなどから、年金事務所が適用調査対象事業所を把握してから外部委託が開始されるまでに要した期間は、雇用保険情報に基づくものが360日、法人登記簿情報に基づくものが140日となっていた。そして、貴機構本部は外部委託を行う適用調査対象事業所数を勘案するなどして、前記のとおり、委託期間を25年10月から26年6月までとしており、年金事務所は、受託事業者からブロック本部経由で年金事務所に報告される勧奨結果報告書を確認した後に加入指導を開始していた。

また、年金事務所ごとの外部委託の実施状況についてみたところ、187年金事務所のうち5年金事務所は、外部委託に付随した業務に手間を要することや、早期に加入指導を行うこととしたことなどから、年金事務所の判断で外部委託による加入勧奨を行っておらず、直ちに自ら加入指導を行っていたが、残りの182年金事務所は、原則として全年金事務所が一律に外部委託を行うこととなっていたため、外部委託による加入勧奨を行っていた。

そこで、182年金事務所において、外部委託を行うことにより、どの程度の業務の効率化が図られたかをみるために、仮に受託事業者が行った業務を年金事務所の職員が自ら行うこととした場合、どの程度の処理時間を要するか、年金事務所ごとに、受託事業者が業務に費やした延べ時間（受託事業者が行った電話勧奨及び訪問勧奨の実施回数に、予定価格の積算において使用した1件当たりの勧奨時間（電話勧奨13分、訪問勧奨84分）を乗じて算出したもの）を当該各年金事務所で適用促進業務に従事する職員数で除して、職員1人当たりの効率化された時間を試算したところ、表1のとおり、400時間以上効率化された年金事務所がある一方で、19年金事務所は25時間未満となっているなどしていた。

表1 職員1人当たりの効率化された時間（本院試算）

（単位：年金事務所）

効率化された時間	25時間未満	25時間以上 50時間未満	50時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上 300時間未満	300時間以上 400時間未満	400時間以上
年金事務所数 (計182年金事務所)	19	35	49	52	24	2	1

貴機構本部が、年金事務所の業務の効率化を図りつつ、適用促進業務を推進するためには、効率的に外部委託による加入勧奨を行うとともに、年金事務所による加入指導を適時適切に行わせることなどが必要である。しかし、貴機構本部が年金事務所ごとの業務の効率化等を考慮せず外部委託の在り方を検討しないまま、原則として全年金事務所一律に外部委託を行うこととしていたことは、前記の基本計画において、外部委託に当たっては効率化の推進等という視点に立って最も望ましい業務の在り方を検討することとなっていることからみて、年金事務所による加入指導を適時適切に行うことができないおそれがあることなどから適切とは認められない。

また、外部委託による加入勧奨を行った182年金事務所に係る83,163事業所のうち69,122事業所については、受託事業者が電話番号を調査しても電話番号が不明のままであった。そこで、これらに対して受託事業者が訪問勧奨をした際の電話番号の聴取状況をみたところ、表2のとおり、事業主等と面談することができた16,449事業所のうち10,846事業所については、受託事業者が電話番号の聴取を行っていなかった。これは、仕様書等において、訪問勧奨の際に、事業主等が厚年保険等への加入を検討すると回答した場合以外は、電話番号が不明のままであっても、電話番号を聴取することにはなっていないことなどのためであった。

表2 電話番号の聴取状況

（単位：事業所）

年金事務所数	委託事業所数	電話番号を調査しても電話番号が不明であった事業所数	事業主等と面談することができた事業所数	電話番号を聴取していない事業所数
182年金事務所	83,163	69,122	16,449	10,846

しかし、電話番号を聴取することを仕様書等に明記していない事態は、年金事務所が外部委託による加入勧奨の結果を踏まえて加入指導を行う際に、電話での加入指導ができなかったり、電話番号等を把握するために事業所に対して調査を行う手間を要したりするなどの支障が生ずるおそれがあることから適切とは認められない。

ウ 立入検査の手續が的確にとられていない事態

前記のとおり、年金事務所は、適用調査対象事業所として把握した事業所のうち、訪問による加入指導が3回以上行われたことなどの一定の条件を満たした未適用事業所に対して立入検査実施通知を送付するなどする（以下、これらの手續を「立入検

査の手続」という。) こととなっていることから、その状況をみたところ、次のとおりとなっていた ((ア)及び(イ)には重複している事業所が含まれる。)

(ア) 適用調査対象事業所として把握されてから相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態

前記のとおり、立入検査の手続をとる前には、訪問による加入指導が3回以上行われる必要があり、これが主要な条件であると考えられる。そして、前記の187年金事務所に係る適用調査対象事業所のうち、訪問等による事業主等との面談により加入指導が3回以上行われた事業所については、立入検査の手続の対象となる未適用事業所である可能性が高い事業所であると思料された。そこで、これらに係る立入検査の手続の状況をみたところ、26年度末時点で立入検査の手続がとられていない事業所は計4,263事業所あり、このうち適用調査対象事業所として把握されてから1年以上経過しているなど相当期間が経過しているものが計4,209事業所見受けられた。

事業主等との面談により加入指導が3回以上行われたにもかかわらず立入検査の手続がとられていない事例を示すと、次のとおりである。

<事例2>

出雲年金事務所は、平成23年度末までに適用調査対象事業所として把握していたB社の事業主と25年6月に面談し、1回目の加入指導を行った。その後、同年8月及び10月に、B社の社員である事業主の親族と面談して加入指導を行い、加入対象者がいることを確認したが、今後継続した加入指導が必要であるとして、26年2月及び6月にも面談を行い、加入指導を継続していて、26年度末時点においても、立入検査の手続をとっていなかった。

(イ) 立入検査予告が行われたにもかかわらず、立入検査の手続がとられていない事態

前記のとおり、立入検査の手続をとるための条件として、立入検査予告を行うこととなっている。そこで、25、26両年度における立入検査予告の実施状況をみたところ、表3のとおり、159年金事務所において、2,012事業所に対して立入検査予告が行われていて、立入検査予告が行われても自主的な加入に至らなかった1,117事業所のうち、320事業所(28.6%)については27年4月末までに立入検査の手続がとられていたが、797事業所(71.3%)については同月末までに立入検査の手続がとられていなかった。

表3 立入検査予告の実施状況等

年度	立入検査予告を行った年金事務所数	立入検査予告が行われた事業所数	立入検査予告が行われたことにより自主的な加入に至った事業所数		立入検査予告が行われたことにより、厚年保険等の適用対象外であることが判明した事業所数		立入検査予告が行われても自主的な加入に至らなかった事業所数		立入検査の手続がとられた事業所数		立入検査の手続がとられていない事業所数	
			割合	割合	割合	割合	割合	割合				
平成25	78	439	160	36.4%	15	3.4%	264 (100%)	60.1%	135	(51.1%)	129	(48.8%)
26	146	1,573	615	39.0%	105	6.6%	853 (100%)	54.2%	185	(21.6%)	668	(78.3%)
計	159	2,012	775	38.5%	120	5.9%	1,117 (100%)	55.5%	320	(28.6%)	797	(71.3%)

注(1) 立入検査の手続がとられていない事業所の中には、立入検査予告の実施後、立入検査の手続はとられていないものの、加入指導を継続した結果、平成27年4月末までに加入したものが含まれている。

注(2) 年金事務所数は年度間で重複している。

そして、上記797事業所の中には、立入検査予告の実施後3か月以上経過しているなど相当期間が経過するなどしている事業所が676事業所見受けられた。

しかし、(ア)のように、適用調査対象事業所として把握されてから相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態や、(イ)のように、立入検査予告の実施後相当期間が経過するなどしているのに立入検査の手続がとられていない事態は、未適用事業所を厚年保険等に適切に加入させ、事業主間の負担の公平を確保する点からは適切とは認められない。

(2) 委託費の支払

貴機構は、25年度加入勧奨契約の予定価格の算定において、電話勧奨に係る経費（以下「電話勧奨経費」という。）については、電話番号が不明のため電話勧奨を行うことができない件数を推測することが困難であったことから、加入勧奨の対象となる全ての事業所の電話番号が判明して、かつ、その全てに電話勧奨を行うこととして積算している。そして、貴機構は、電話勧奨経費を含む契約単価（7契約において1件当たり1,850円から3,500円）に、加入勧奨を行った102,590件を乗ずるなどして得た額を委託費として受託事業者を支払っており、その額は7契約で計3億0540万余円となっていた。

しかし、電話番号の不明等のため電話勧奨を行うことができなかった場合に備えて、委託費の減額についての規定（以下「減額規定」という。）を本件委託契約書にあらかじめ定めておけば、貴機構は、電話勧奨の実績に応じた委託費を支払うことが可能であったと認められる。そこで、電話勧奨等の実施状況をみたら、加入勧奨を行った102,590件のうち、実際に電話勧奨が行われていたのは16,659件となっていた。

したがって、予定価格の積算における電話勧奨経費を予定委託件数で除した値に、落札比率（予定価格に対する契約金額の比率）を乗じた各契約の電話勧奨に係る単価を用いて、現行の契約に基づく電話勧奨経費相当額と、実際に電話勧奨が行われた16,659件に基づく電話勧奨経費相当額を算出した上で、これらを比較すると、前者は3069万余円、後者は522万余円となり、差額の2547万余円が節減できたと認められる。

（改善及び是正改善を必要とする事態）

適用促進業務において、支援システムに収録された法人登記簿情報に不足が生じていることや、支援システムの活用が十分でないことにより、法人に係る情報の取得が効率的に行われていなかったり、外部委託を活用した適用促進業務が効率的に行われていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。また、外部委託の在り方が検討されていなかったり、立入検査の手續が的確にとられていなかったりしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。さらに、加入勧奨に係る委託契約において、委託費の減額規定が定められておらず、電話勧奨に係る委託費が実績に応じて支払われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のようなことによると認められる。

ア 法人登記簿情報だけでは加入指導に必要な情報が不足していることを把握していなかったり、支援システムの機能を活用することができるように取扱基準の改正等を行っていないこと

イ 外部委託による加入勧奨を行うに当たり、年金事務所ごとの業務の効率化等を考慮せず外部委託の在り方についての検討を十分に行っていないこと

ウ 外部委託を活用して適用促進業務を効率的に行うことについての理解が十分でないこと

エ 年金事務所が的確に立入検査の手續をとることができるような取組を十分行っていないこと

オ 電話勧奨の実績に応じて委託費の節減を図ることについての認識が欠けていること

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見並びに求める是正改善の処置

未適用事業所に対する厚年保険等の適用を促進し、適正な負担を求めていくことは、健康保険事業及び厚生年金保険事業の健全な運営を維持するとともに、被保険者等となるべ

き者に対する医療保障や年金受給権を確保する上で重要なものとなっている。

そして、貴機構は、稼働実態がある適用調査対象事業所を効率的に把握し、適用促進業務を行うために、26年12月から、厚生労働省を通じて国税庁から源泉徴収義務者情報の提供を受けており、27年度以降の3か年において当該情報を活用して優先的に年金事務所職員による加入指導等に取り組むこととしている。

については、貴機構において、適用促進業務がよりの確かつ効率的に行われるよう、また、加入勧奨に係る委託契約において委託費の支払が適切に行われるよう、次のとおり、改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに是正改善の処置を求める。

ア 加入指導を行うに当たり不足している謄本記載情報を把握し、当該情報を法人登記簿情報に追加することを検討すること、また、各年金事務所が支援システムに収録された法人登記簿情報を活用して適用調査対象事業所を加入指導の対象外とするなど、効率的に加入指導を行うための方策を検討し、取扱基準の改正等を行うこと（会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの）

イ 加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を十分検討すること（同法第36条による意見を表示するもの）

ウ 外部委託を活用した適用促進業務を効率的に行うために、今後締結される委託契約の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合、訪問勧奨の面談の際に電話番号を聴取することを明記すること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）

エ 事務処理手順を改正するなどの的確に立入検査の手続をとる方法について検討し、その方法を定めるとともに、これを年金事務所に周知徹底すること（同法第36条による意見を表示するもの）

オ 加入勧奨に係る委託契約の電話勧奨経費について、電話勧奨の実績に応じて支払うことができるよう、契約書等において委託費の減額規定を定めるなどすること（同法第34条による是正改善の処置を求めるもの）